

1. 平成30年第4回郡上市議会定例会議事日程（第3日）

平成30年9月18日 開議

日程1 会議録署名議員の指名

日程2 一般質問

2. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

3. 出席議員は次のとおりである。（18名）

| | | | |
|-----|------|-----|-------|
| 1番 | 三島一貴 | 2番 | 森藤文男 |
| 3番 | 原喜与美 | 4番 | 野田勝彦 |
| 5番 | 山川直保 | 6番 | 田中康久 |
| 7番 | 森喜人 | 8番 | 田代はつ江 |
| 9番 | 兼山悌孝 | 10番 | 山田忠平 |
| 11番 | 古川文雄 | 12番 | 清水正照 |
| 13番 | 上田謙市 | 14番 | 武藤忠樹 |
| 15番 | 尾村忠雄 | 16番 | 渡辺友三 |
| 17番 | 清水敏夫 | 18番 | 美谷添生 |

4. 欠席議員は次のとおりである。（なし）

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|--------|------|----------------|------|
| 市長 | 日置敏明 | 副市長 | 青木修 |
| 教育長 | 石田誠 | 市長公室長 | 日置美晴 |
| 総務部長 | 乾松幸 | 市長公室付部長 | 置田優一 |
| 健康福祉部長 | 丸茂紀子 | 農林水産部長 | 下平典良 |
| 商工観光部長 | 福手均 | 建設部長 | 尾藤康春 |
| 環境水道部長 | 馬場好美 | 郡上偕楽園長 | 清水宗人 |
| 教育次長 | 丸山功 | 会計管理者 | 遠藤正史 |
| 消防長 | 桑原正明 | 郡上市民病院 事務局長 | 古田年久 |

国保白鳥病院
事務局 長

藤代 求

代表監査委員

大坪 博之

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局 長

岡 文男

議会事務局
議会総務課 長
補 佐

竹下 光

議会事務局
議会総務課
係 長

兼 山 美由紀

◎開議の宣告

- 議長（兼山悌孝君） おはようございます。議員各位には連日の出席、御苦労さまでございます。ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付してありますので、お願いいたします。

（午前 9時30分）

◎会議録署名議員の指名

- 議長（兼山悌孝君） 日程1、会議録の署名議員の指名を行います。会議規則第88条の規定により、会議録署名議員には8番 田代はつ江君、10番 山田忠平君を指名いたします。

◎一般質問

- 議長（兼山悌孝君） 日程2、一般質問を行います。質問につきましては、通告に従いましてお願いをいたします。なお、質問の順序はあらかじめ抽せんで決定しております。質問時間につきましては、答弁を含め40分以内でお願いいたします。答弁につきましては、要領よくお答えいただきますようお願いいたします。

◇ 森 藤 文 男 君

- 議長（兼山悌孝君） それでは、2番 森藤文男君の質問を許可いたします。2番 森藤文男君。
- 2番（森藤文男君） おはようございます。議長さんより発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。今回、大きく分けて2点であります。7月豪雨災害と今後の防災について。これに関しては4点ほどございます。もう1点は、放課後児童クラブについてであります。抽せんでまたトップバッターを引きました。前回に引き続いての1番ということで、ちょっと役不足ではありますが、答弁される執行部の皆様方、よろしくをお願いいたします。それでは、初めに、1点目でございます。7月の豪雨災害と今後の防災についてを質問をさせていただきます。まず、1点目の前に、西日本豪雨災害、台風21号、また、北海道胆振東部地震におかれましてお亡くなりになられました方の御冥福をお祈り申し上げます。また、被災された全ての皆様にお見舞

いを申し上げます。

それでは、災害危険地域について質問をさせていただきます。

多くは、この郡上市地域防災計画、この中から質問をさせていただくんですが、郡上市地域防災計画では、本市は急峻な山地に囲まれ、長良川を初め幾つかの中小河川が屈曲して流れており、多数の急傾斜地、砂防指定地を抱えているなどの地形的要因から土石流、崖崩れ、道路の決壊、河川の氾濫などの風水害に見舞われやすく、原因別の災害の概要、これは、5点ほどあるんですが、水害、土砂災害、2つ目に火災、3つ目に台風、4つ目に雪害、5つ目に震災というふうにあるんですが、今回は、その一番目の水害と土砂災害についてポイントを絞って質問させていただきます。

こういった水害、土砂災害に関して、将来予想される災害の状況として、水害は、本市の地勢的条件から山間部水害が起こりやすく、急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険渓流や土砂災害警戒区域に指定されている区域では、大雨、集中豪雨時には警戒を要し、家屋の流埋没、あるいは道路の被害等が予想されます。

また、近年は、平成11年9月の9.15豪雨や、平成16年10月の台風23号による水害など、集中豪雨より局所的に被災するという新たな水害の様相を呈するようになってきています。今回の7月豪雨もそのような状況でありました。

土砂災害警戒区域等の数として、これは、7つの地域があるんですが、八幡地域では、土石流154カ所、急傾斜地468カ所、土砂災害危険箇所数は急傾斜地崩壊危険箇所216カ所など各地域も同様に相当数あり、ほかに地すべり危険箇所は、市では172カ所あります。

また、災害危険区域指定箇所など山地に起因する災害危険地区数、これは、山腹崩壊危険地区197、崩壊土砂流出危険地区818など、これに関しては危険度ということでA、B、Cというふうにしてランク分けがされてございます。

こういった、土石流、危険渓流435カ所あるんですが、保全対象として人家や公共施設、道路というものがございます。7月豪雨災害にて、これらに該当する箇所の災害状況は、7月23日の全員協議会の報告以外にどのような状況であったか。対する課題と今後の対応について伺いたと思いますが、この広報郡上にありますが、広報郡上のこれは8月号、9月号ですが、この中にも災害について触れられています。自助と共助の大切さ、ハザードマップで自宅の周りや近所の危険箇所の確認、的確な情報収集と早期の避難を心がけるとあります。こういったことは、事業化については、財政的な面や市や県、または、国の所管もあり、市が県や国に要望するということがあります、市民の安全・安心のための基盤整備が大前提として、この市民生活が成り立っているものであります。こういったことも御配慮いただきながら御答弁をお願いいたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（兼山悌孝君） 森藤文男君の質問に答弁を求めます。

総務部長 乾松幸君。

○総務部長（乾 松幸君） ただいまの質問にお答えさせていただきたいと思います。

まず、最初に、その指定区域のことについて少しお話をさせていただきます。

砂防指定地とか、地すべり防止区域並びに急傾斜地崩壊対策区域に指定された場所といたしましては、土砂災害の発生源を対象とする土地の区域でありまして、土砂災害が助長、誘発されないようにするために、土砂の掘削であるとか、森林伐採などの行為の禁止、制限を行いながら、その対策工事をするための区域として示されております。

これに対しまして、土砂災害防止法で指定するイエローゾーンであるとか、レッドゾーンでございますけれども、こういった区域は、土砂災害が発生した場合に、住民等の生命であるとか、身体に危険が生じるおそれがあると認められる土地の区域を示しておりまして、警戒避難体制の整備であるとか、建物を建築する際の構造規制などを行う区域として示されているものでございます。

今回の平成30年7月豪雨によります被災箇所でございますが、農地ですとか農業用施設、林道、市道、河川などを初めといたしまして958カ所を確認しているところでございます。

イエローゾーン、レッドゾーンの指定でございますけれども、基本的にですけれども、危険が及ぶとされる扇型の下流方向に住宅地が存在する場所についてのみエリアが示されているということもありますし、そのラインにつきましては、非常に詳細なラインで示されているということで、今回の被災箇所がこのラインのどこに当たるかということについては、相当数の時間がかかるということもございまして、現時点では、行っていないということが実情でございます。

また、7月23日の全員協議会で報告した災害以外にでございますけれども、危険であると指定されている箇所における災害でございます。一部重複する箇所もあるかと思いますが、土砂災害警戒区域におきましては、八幡町小那比の家之洞、大和町洞口の奥田村で土砂の流出がありました。

また、地災の関係につきましては、山腹崩壊建築とか、溪流崩壊土石流出危険地区等におきまして、例えば、二日町の寺谷でありますとか、それから、白鳥町の長滝、それから、明宝の奥住、こういったところを含めまして11カ所で一応崩壊等があったということになっております。なお、急傾斜地崩壊危険箇所における災害箇所はなかったということで報告を受けておるところでございます。

議員御指摘の箇所の災害に対する対応といたしましては、河川改修でありますとか、治山事業、砂防事業、それぞれ優先順位を定めまして県へ要望していくということになります。

例えば、既に大和町の奥田村につきましては、砂防堰堤にたまった土砂の取り除き作業が進められておりますし、上流部へのセンサーの設置であるとか、砂防堰堤の追加整備も予定されておりますし、小那比の家之洞につきましては、緊急砂防事業工事の平成30年度、今年度の着工、平成31年度完成ということで予定されているところでございます。

広報8月号、9月号で防災について掲載しているところでございますけれども、市民の皆様には御自分が住んでおられる地域の危険性であるとか、避難場所を日ごろから確認をされまして、早目の避難を心がけていただきたいと思いますと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

(2番議員挙手)

○議長(兼山悌孝君) 森藤文男君。

○2番(森藤文男君) ありがとうございます。この郡上市地域防災計画は、結構、大きな範囲で大きくその指定をされています。非常に詳しく載っているので、これは非常にいい情報ではあるなどは思います。

こういった土砂災害によって郡上市においては、災害、人命に関することはなかったということですが、今後ないとは限りませんので、そういったことで言いますと、リダンダンシーと言いますが、冗長性と言うんですが、自然災害等による障害発生時に、一部の区間の途絶や一部施設の破壊が全体の機能不全につながらないように、あらかじめ交通ネットワークやライフライン施設を多重化したり、予備の手段が用意されているような性質を示すというふうにしてあります。こういったことをぜひとも配慮いただき、施策に反映をされたいというふうに思います。

次にですが、2点目です。避難所の運営についてお伺いをいたします。

6月29日、大雨警報が発令され、続いて、土砂災害警報情報が発表、これを受けて和良町の7地区に対して避難勧告を発令し、各地区集会所に避難ということから始まり、7月8日17時解除となったというふうな時系列がございますが、この間の7月4日から8日にかけて市が発令した避難に関する情報は、避難準備高齢者等避難開始が22回、避難勧告が16回、避難指示、緊急ですが、これが8回に上り、市内では89カ所の避難所が開設され、最大で2,064人が避難をされました。

避難所に関しては、国の基準を見たとす施設として指定緊急避難場所及び指定避難所を指定し、市の独自の基準としていつき避難所を指定し、今回の豪雨により開設された施設へ避難をされました。

今回、その開設された避難施設について、私なりに郡上市のその防災地域計画の中からいろいろ調べてみました。一応全部調べたんですが、この中で危険区域内種別というものがあります。これは、洪水、急傾斜、土石流というふうにして分けられるんですが、今回開設された避難所をこの点で調べました。

指定緊急避難場所及び指定避難所というのは重複されている場合が多いですが、洪水に関しては、特にレベル3とか4というのは該当はしません。今回、開設はなかったんですが、指定緊急避難場所ということに関しては、大和地域と美並地域がレベル4というのが1カ所ずつ指定をされました。

この洪水に関しての3とか4というのは、ちなみに、その浸水想定区域内の水深が0.5メートル

未満は1、0.5から1メートル未満は2、1から2メートル未満は3、2から5メートル未満が一応4というふうな一応基準にはなっております。

土石流、急傾斜に関する警戒区域Y、これはイエローゾーンと言われるものですが、八幡が土石流、このイエローゾーンが1カ所、大和は2カ所、白鳥1カ所、美並が1カ所、明宝は3カ所。急傾斜に関しては、大和は1カ所ございました。レッドゾーンのRというものは、今回開設したところは、該当はしておりません。

続いて、そのいつとき避難所に関する洪水のレベル3、4というのは該当はありませんでした。今回開設はありませんが、大和にいつとき避難所というところで1カ所は指定をされておりました。

土石流Y、イエローゾーンに関しては、八幡が1カ所、美並が1カ所、急傾斜のイエローゾーンに関しては、八幡が1カ所ということでありました。

今回、その避難所をいろいろ調べたんですが、開設をされていないというところも全部その一覧を見ながら見ていたんですが、このいつとき避難所でR、レッドゾーンというのがあります。これは、八幡がこの急傾斜地ではレッドゾーン、これ10カ所あります。土石流では2カ所、大和では急傾斜が3カ所、白鳥、急傾斜2カ所、土石流が1カ所、高鷲、急傾斜1カ所、美並、急傾斜9カ所、土石流2カ所あります。明宝地域では、土石流が1カ所、和良地域は急傾斜地が1カ所と土石流が1カ所といったような状況であります。

こういった今回、開設されました施設以外で開設を望まれる地域もあったようではございますし、また、この中で障がい者施設を避難所として開設をされたいというふうな要望もあるということでもございました。この避難所、障がい者の避難所に関しては、昨今のその新聞でも福祉避難所というようなことで紹介はされていましたが、こういった開設をされる自主運営などを含めて、今後のその避難所の運営について伺いたいんですが、また、Wi-Fiの整備とか、トイレの洋式化とかエアコンというふうなこともたくさんございますが、大きく今後の避難所運営のあり方、対応について、ちょっとお伺いをしたいのでよろしくお願いをいたします。

○議長（兼山悌孝君） 総務部長 乾松幸君。

○総務部長（乾松幸君） 避難所の運営についてお答えをさせていただきたいと思っております。

避難所の指定につきましては、土砂災害の場合については、土砂災害に適応している避難所、また、洪水災害の場合には、洪水災害に適応している避難所を開設することとしておまして、今回の7月豪雨においても適用させていただいておるところではございます。

住民の皆さんにとってより近い避難所として、自治会単位の開設が望ましいということにつきましては、そういうことは思っておりますが、避難所の指定につきましては、大きく3つの要件がございます。

管理条件といたしまして、まず、災害が発生したり、発生するおそれがある場合について、居住

者に開放されること。また、受け入れの要する部分でございますけれども、ものの設置がないことであるとか、地震により落下がないこと、また、倒れないこと、異動等によって避難上の支障を生じさせないというようなこと。

それから、立地条件といたしましては、当然、人の生命及び身体に危険が及ぶおそれがないと認められる土地の区域であること。

また、構造条件といたしまして、立地条件に満たさない場合であっても、構造上問題ない場合は、構造要件を満たせばよいということで、例えば土砂災害の場合には、鉄筋コンクリート造の強力強化の構造でありますとか、浸水害の場合につきましては、堤防等の近くに立地してなくて、また、かつ想定水以上の高さに避難スペースがあること。こういった要件に基づいて避難所を指定していることから、どの建物も指定緊急避難場所でありますとか、指定避難所に指定することはできません。したがって、お住まいの場所から距離に差はあるにしろ、郡上市におきましては、各自治会の身近な場所に独自にいつき避難所を受けて、そういった洪水であるとか、土砂災害、地震など災害の種類によって使い分けて活用していただければいいかなというふうに思っております。

また、災害のある方が多くの方が集まる避難所で、ともに避難生活を送られるということにつきましては、障がいの程度によりますけれども、御本人には大変負担となるということは考えております。適切な福祉避難所の準備というのは非常に重要であるというふうに考えています。

現在、市が協定を結んでおります福祉避難所には、通所系の障害福祉施設はありませんので、今後、各障害福祉事業所との協議も進めていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

あと、最後に、避難所の施設等になりますけれども、特に、Wi-Fi等につきましては、避難所の開設が長期間に及ぶというふうに予測される場合につきましては、一通信事業所の例では、災害時の応援対策として、基本的には1日程度でWi-Fi環境の設置が、開設が可能であるということをお伺いしておりますので、こういったことは活用させていきたいというふうに思っております。

ただし、緊急避難された、すぐにその体制ということは、なかなかできませんので、今後、ケーブルテレビ事業の光化工事にあわせて、そういった環境整備についても担当課と協議を行っていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

(2番議員挙手)

○議長(兼山悌孝君) 森藤文男君。

○2番(森藤文男君) どうもありがとうございました。こういった避難所に関しては、本当に市民の方々のいろいろと要望もあります。今回、開設された場所が、非常にちょっと遠くて、その道中で災害をとということで、なかなかその避難所まで行けないというふうな事情もあるということをお伺いしておりますので、そこら辺もできればやっぱり配慮をされたいというふうにして思っておりますので、

今後ともよろしく願いをいたします。

続いてであります。ハザードマップと大和つながり支え愛マップの有効活用についてということ
でちょっと質問をさせていただきます。

災害に備えるということでは、市では広報、これも郡上の8月号の中でハザードマップで自宅の
周りや近所の危険個所を確認しましょう。水害や土砂災害など、河川や山などの地形と深いかかわ
りがあることや、こういった郡上市の土砂災害ハザードマップにより、事前に危険な場所や避難場
所、避難経路を確認するとともに、家族で話し合い、情報を共有しましょうというふうな取り組み
が紹介をされております。

このほかに、この土砂災害ハザードマップのほかに、洪水ハザードマップやDIG、これは災害
図上訓練、また、避難所HUG、避難所を、このHUGというのは避難所運営をみんなで考えるた
めの一つのアプローチとして静岡県が開発をされました。

避難者の年齢や性別、国籍や、それぞれが抱える事情が書かれたカードを避難所の体育館や教室
に見立てた平面図に、どれだけ適切に配置できるか。また、避難所で起こり得るさまざまなできご
とにどう対応をしていくかを模擬体験するゲーム、こういったことも取り入れて、自治会単位で自
主防災組織では啓発活動に活用されることは非常に有意義であると思います。

私の地域では、毎年8月の日曜日、第3、第4日曜日に地域の防災訓練を実施をしております。
その際には、防災士を招いて、地域の防災士の方も見えるんですが、防災士による講義、あとは消
防署の方をお招きしまして、AEDの講習、また、防災映画など、公民館でそういうことを実施し
ております。

今、ここにございます、これは郡上市の土砂災害ハザードマップでございます。皆さんもこれは
結構お目にはされておるとは思うんですが、ここには、非常に多くの過去にあるその災害の事例も
たくさん紹介をされております。こういったことを非常に皆さん、地域の方々には参考にはしてみえ
ると思うんです。

これは、大和の地域協議会がこれを作成されたんですが、大和のこのつながり支え愛マップとい
うものです。そのつながり支えの愛という字は、これは愛情の愛という字を書きます。

これは、先ほど見せましたその土砂災害のハザードマップと同様なことではありますが、これは
よりの確なというか、ここにまず住所とか名前とかがちょっと書いてある、どこどこの誰どやとい
うところがありまして、この中には、やはり消火栓の位置とかAEDがどこにあるかとかいうのが
結構詳細に書いてあります。こういったこともひとつ利用するというのは、この地域活動のこうい
った防災に関してやる役目というのはちょっと大きいかなとは思いますが。

これは、シールを上から張りつけられるようになっておりますので、各自治会単位で、いろいろそ
の上に張ったりとか、いろいろできるようにはなっております。こういったことが、これ地域の

実情とかもありますので、一概にこれを利用してくださいますとは申し上げませんが、やはりその情報収集とか、早期避難という観点で言いますと、できるだけそういった情報があるにこしたことは、多分ないかなと思います。こういうことをやることによって、1人でもその被害が少なくなることであれば、非常にいいものだなと思っております。

こういったことを一つのやはりツールとして活用することは、防災意識の向上と周知を図ることができて、やはりその情報の共有、収集ということでは横展開に非常につながると思いますので、紹介をさせてもらったんですが、こういったことに関しての執行部のほうのお考えというのをちょっとお聞かせ願いたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（兼山悌孝君） 総務部長 乾松幸君。

○総務部長（乾 松幸君） 現在、見ていただいておりますマップでございますけれども、ことしの6月に各自治会へ配付されたというふうにお聞きしております。一つの地区のマップを見させていただきましたが、市のハザードマップは危険な箇所でありますとか、避難所でありますとか、避難所への主たる避難経路を示したものでありますけれども、今の大和地域の支え愛マップにつきましては、ハザードマップにはない情報を、例えばでございますけれども、避難行動要支援者がお住まいの位置でありますとか、今言われたとおり消火栓でありますとか、それから、AEDの位置、こういったものを具体的に細かく地図上に記載がされておるところでございます。非常に実用的なマップであるというふうにして見させていただきました。

特に、地域の皆さんが、こういった取り組みにかかわられたということは、防災意識の向上が図られまして、地域の防災力が大いに高まったのではないかとこのように感じております。

また、このマップを自治会主体で毎年見直していかれるということもお聞きしております。1年に1回でもそういった機会を持たれて、防災に関心を持っていただくということは大変貴重だと思っております。地域協議会でつくられたということでございますので、地域協議会には、政府会長会というものがございしますが、そういったところでまた御紹介していただいて、そういったことをまた広めていただければ、それはそれでありがたいことだと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

（2番議員挙手）

○議長（兼山悌孝君） 森藤文男君。

○2番（森藤文男君） どうもありがとうございました。私は、本当にこういうのを地域の人が活用して、本当に一生懸命熱心に行っている姿をちょっと見ていたので、ぜひちょっと紹介をさせてもらいたいなというふうにして思って質問させていただきました。

7月豪雨災害と今後の防災については、一応4点目、最後の質問にはなるんですが、1点目、2点目、3点目、だんだん、その地域地域に入っていくような質問にはなっております。1点

目は、やっぱり公助的なところに入ったんですが、自助共助というところで関しては、やはりその身近な地域地域の単位に落とし込みながら、ちょっと質問させていただいております。

最後は、この防災備蓄倉庫の整備による地域防災力の向上についてということで質問をさせていただきます。

各地域の自主防災組織が主体となりまして災害に備え、防災、防火活動を展開している中、備品等収納する防災備蓄倉庫の設置のニーズが高まっております。設置する際、許可や建築確認が必要となると、時間も費用もこれは要します。今まででは、制度上の主張として防災備蓄倉庫の建築に特定行政庁の許可が必要か、また、小規模な倉庫が建築物に当たるかが不明確でありました。

第1種低層住居専用地域等では、建築できる建築物の用途に当てはまらないものは、特定行政庁の許可が必要であります。2つ目に、建築基準法の第2条、第1号、建築物の建築には、原則建築確認をする必要があります。その文言の中に「この貯蔵槽、その他、これらに類する施設を除く」というふうにしてあるんですが、例えば、市販されておる何々物置というのはあるんですが、こういったものを防災備蓄倉庫として設置する場合でも、建築物に該当するのか。こういったことが非常に不明確であると防災備蓄倉庫の普及がなくなります。

これは、地方からの提案により防災備蓄倉庫の設置に当たり、特定行政庁の許可や建築確認が必要な場合を明確するというふうな提案がされました。この中で防災備蓄倉庫は、特定行政庁の許可なく第1種低層住居専用地域内に建築できることを明確化、2つ目に、人が内部に立ち入らないような小規模な防災備蓄倉庫については、建築基準法第6号の建築物に当たらず、建築確認が不要であるということを明確にされました。

この提案を踏まえた国からの通知、これは、本当に新しいんですが、平成27年2月27日、国土交通省の通知を受けて、制度上の支障は解決され、防災備蓄倉庫の円滑な設置が促進され、地域防災力の向上につながると考えますが、今後の対応についてどう考えるか、お伺いをしたいと思います。

これが、今までの防災備蓄倉庫設置手続の流れです。この中で、ここの建築確認と完了検査というものが、これが削除されるということになりますので、これだけ簡潔にされるということです。配置計画、設計等がありまして、通常ですと建築確認があつて、備蓄倉庫の建築、完了審査、使用開始となりますが、この中の建築確認と完了検査というはなくなりますので、かなりその戸数も減って、その分の経費等もかからなくなるというふうなことであります。

これは、以前も紹介をさせていただいたんですが、国からのこの提案募集方式、これは内閣府の地方分権推進の改革推進室から出てるものですが、これも以前内閣府のところからちょっと研修に行ったときに知り合いに知り合うことができました、いろいろと勉強させてくださいということで、以前ちょっと東京にもまた、内閣府のほうにもちょっと行ってまいりました。そのとき、こういったものもたくさん活用してくださいということで、前回29年度は100セット送っていただいた

ものを執行部の方々にちょっとお配りしたんですが、今回30ほどこれも送っていただいたので、市長公室、日置さんのほうにはお配りはしたんですが、こういったことをぜひ地域の実情にあわせてということで、できれば本当に活用していただければいいかなと思ひまして、今回もちょっと提案を、紹介をさせていただいたんですが、こういうことに関してのどのようにお考えであるかということをお伺いいたしますので、よろしくお願ひします。

○議長（兼山悌孝君） 総務部長 乾松幸君。

○総務部長（乾 松幸君） 防災備蓄倉庫のことについてお答えさせていただきたいと思ひます。

防災備蓄倉庫でございますけれども、現在でございますけれども、特段、自主防災から設置の相談というのは、受けていないのは実情でございますが、今後、自主防災会から整備の要望があった場合については、市として対応については検討させていただきたいというふうに思ひています。

今、議員がおっしゃいました郡上市における第1種の低層住居専用地域というものでございますけれども、こちらにつきましては、都市計画区域内の八幡町の小野地区のみが対象となっておりますということで、議員御指摘のとおり、例えば小野地区でも市内のほかの地域同様の取り扱いで防災備蓄倉庫が設置できるようになったということでございますので、今後、そういったところから要望があれば、そういった対応がとれるというふうになったと理解をしております。

あと、市のほうでは、自主防災会が防災資機材を整備される場合に、費用の一部を支援するといひまして、自主防災組織活動補助金というものがございます。これは、補助率としては2分の1でございます。限度額が200世帯以下では5万円、201世帯以上500世帯以下で10万円、501世帯の場合15万円ということで、これにつきましては、防災備蓄倉庫についても該当するといひことですので、御活用いただければというふうに思ひます。

ただし、市といひまして、まとめて備蓄したほうがよいと、効率的なそういった備蓄品もありますので、例えば、市が備蓄している施設の近くの場合は、よく御検討もいただきたいと思ひておりますので、よろしくお願ひをいたします。

（2番議員挙手）

○議長（兼山悌孝君） 森藤文男君。

○2番（森藤文男君） ありがとうございます。今回、都市計画区域ということで範囲がかなり限定されるということではありましたが、逆に、こういったことじゃなくて、逆の場合もやっぱりあり得ると思ひますので、こういった地方分権改革というところの提案募集方式というのもさらにまた活用していただければなというふうにして思ひますので、今後ともよろしくお願ひをいたします。

防災についての質問は以上で終わらせていただきます。

それでは、最後の質問になりますが、放課後児童クラブについてであります。

放課後児童クラブというのは、就労などの理由で児童が帰宅しても保護者がいない家庭を対象に、

放課後や長期休暇に児童を預かる事業で、NPO法人、保護者会が運営主体となり、市内9カ所に開設されております。少子化と言われる中での利用状況や環境面での課題、ことしは、非常に気温上昇というのが非常に背景にあり、厳しい環境の中でということであったかなとは思いますが、どのような環境であったか。

また、その市と運営主体となるNPO法人やその保護者会との情報交換等のかかわりは、当然のことではありますがあると思いますが、これ小学校での開設が非常に多いため、この9カ所開設をされておりますが、6カ所が学校であります。小学校であります。

こういったことで、小学校側、校長先生とのやっばりかかわりというのは、どのようなやっばり状況であったか。三者との連携についてはどうであったか。これは、決算認定特別委員会の中でも山川議員のほうからも多少その放課後児童クラブについて利用数とかは質問はありましたので把握はしているのではございますが、これ市内小学校は22校ありますし、現在9カ所以上のやっばり開設も望まれるということでもありますので、今後の放課後児童クラブの課題に対する見通し、対応についてをお伺いしたいのでよろしくお願いをいたします。

○議長（兼山悌孝君） 健康福祉部長 丸茂紀子君。

○健康福祉部長（丸茂紀子君） それでは、お答えしたいと思います。

放課後児童クラブは平成18年に開所をして以来、昨年度29年度は3万3,436人が延べ利用児となっております。大変大幅に増加はしてきております。

開設時間は、平日ですと下校時から午後6時までということと、あとは、夏休み期間中は、午前8時から6時ぐらいまでを基本としております。

今のことしの猛暑による対応なんです。現在、通常利用しております余裕教室等につきましては、クーラーが設置してありますので、そういう面では環境は整っていると思いますが、ただ、夏休み期間だけ2カ所だけ増設いたします。そういうようなところの増設会場につきましては、クーラーと空調設備がございませんでして、1カ所においては、スポットクーラーで対応はいたしました。これにつきましては、来年度に向けて空調整備については検討していきたいと考えております。

また、連携のところですが、運営主体と、小学校、市との連携ということですが、まず、年度当初において、運営主体と小学校の間で情報の共有の会議を開催しております。また、市と運営主体のところでは2カ月に1回連絡会を開きまして、さまざまな運営上の課題についてお話を伺い、解決できる方向に向かって検討をしております。

市と小学校につきましては、必要に応じということで情報交換を行っております。不定期でありましたが、今後のことを考えますとスムーズなクラブ運営のためにも定期的に市と小学校の会議を開催をして相互の理解を深めていきたいと考えております。

全体的な今後の課題といたしましては、複数の児童が集中して平日の利用人数が極端に多いクラブがございます。その点につきましては、支援の不足とか、開設場所への送迎の問題というのがやっぱり発生してきております。まず、利用される子どもたちの安全というところが大変これも重要となってまいりますので、そういうところで充実したクラブとなるように、まず、支援員の確保と育成を進めまして、将来的には各小学校に1クラブが立ち上げていけるように、そこを目標にしながらクラブの運営を図っていきたいと考えております。

(2番議員挙手)

○議長(兼山悌孝君) 森藤文男君。

○2番(森藤文男君) どうもありがとうございました。こういった児童に対して本当にどうあるべきかというところをまた配慮していただきながら進めていただきたいと思います。

以上で質問を終わりますが、なかなか本当にいつも緊張してうまいぐあいにしゃべれません。本来であれば市長さんに、野球で例えるならきょうの森藤のときは、見逃し三振なんか、空振り三振なんか、それともヒットを打ったとか、一番いいのは、先頭打者なのでランニングホームランというのが一番いいんですが、そこまではっていないと思います。ちょっと評価としては、できるだけ現場に私は赴きながらいろいろ調べて、私なりにちょっと質問をさせていただいてるつもりですが、まだまだ勉強不足のところもありますので、市長さんに評価を求めるなんていうのは10年も20年もちょっと早いような気はしますが、機会があればですが、こっそりきょうどうでしたかって聞いてみようかなとは思っております。本当に執行部の方々、いろいろと御丁寧に御答弁いただきましてありがとうございました。

以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長(兼山悌孝君) 以上で、森藤文男君の質問を終了いたします。

◇ 上 田 謙 市 君

○議長(兼山悌孝君) 続きまして、13番 上田謙市君の質問を許可いたします。

13番 上田謙市君。

○13番(上田謙市君) 議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回、私は、先般改正をされました健康増進法への市の対応について5点お尋ねをいたします。

ことし7月、受動喫煙対策を強化する改正健康増進法が成立し、2020年4月——2020年と言いますから、東京オリンピック・パラリンピックが開催される年でありますけれども、その年の4月には全面施行となるということでもあります。

法の改正により原則として大勢の人が出入りする施設は、屋内禁煙、違反者には罰則が設けられ

るとのことです。

それに伴って、どのような受動喫煙対策が求められるかということですが、月刊誌「地方議会人」の編集後記から引用させていただきますと、「年内に国や都道府県などが受動喫煙防止の周知、啓発を始める。そして、来年19年夏ごろからは、病院、学校、行政機関などの屋内施設を全面禁煙とする。ただし、屋外は、敷地内の喫煙除設置を認める」というものであります。この法改正前にも厚生労働省は、受動喫煙防止対策の基本的な方向性として、大勢の人が利用する公共的な空間では原則として全面禁煙であるべきであるとしながら、少なくとも官公庁や医療施設においては全面禁煙とすることが望ましいということを都道府県知事に対して通知していました。

郡上市では、平成24年度の取り組みで、子どもが出入りする施設である市内の保健センター7カ所、児童館3カ所の敷地内禁煙を実施しております。そして、デイサービスの福祉施設や体育館と併設の保健センターは、館内を禁煙対応にするなど、公共施設における受動喫煙防止を推進してきたと承知いたしております。

そこで、初めの質問ですが、郡上におけるこれまでの受動喫煙防止への取り組みと、今後の課題はどのようなものであるか、担当部長にお尋ねをします。

○議長（兼山悌孝君） 上田謙市君の質問に答弁を求めます。

健康福祉部長 丸茂紀子君。

○健康福祉部長（丸茂紀子君） それでは、お答えしたいと思います。

健康増進法の一部改正により、議員がおっしゃられましたように、2020年の東京オリンピック・パラリンピックまでに受動喫煙防止対策が段階的に施行されていきます。その中で、市では、法改正の前より健康増進法第25条の3のために基づきまして議員が言われましたとおり、平成24年度には子どもたちが多く出入りする施設、保健センターとか児童館の敷地内禁煙、そして、その保健施設が体育館とかデイサービス併設の場合は、館内禁煙の標榜とか、屋外の喫煙場所の位置など関係者と協議しまして、受動喫煙防止対策を推進してきました。

また、昨年度になりますが、公共施設であります市役所、地域振興事務所、消防署等の受動喫煙防止の環境を見直し整備するために、職場の通信ネットワークを使いまして、市職員637人を対象に受動喫煙の状況及び意識調査を行いました。

その結果につきまして、中には、やっぱり風向きにより職務中、たばこの煙のにおいを感じるとの意見とか、現在の施設内禁煙をより徹底させてほしいということとか、また、敷地内禁煙をしてほしいというような声がありました。

実際にその市役所のほうでは、正面玄関の出入り口右側横に喫煙場所、来庁者の方用ということで、喫煙場所であったりとか、3階、4階のベランダ、あと公用車の車庫の喫煙場所を撤去いたしまして、庁舎屋外に新たに喫煙場所を設置いたしました。また、各振興事務所等でも、屋外の喫煙

場所のやっぱり再検討と場所の移動を行いました。

今後の課題というところですが、市内の人の出入りが多い、各施設の喫煙場所を含めまして、今まで見直しました屋外の喫煙場所の設置につきましては、やっぱり場所であるとか、廃棄環境というようなところの整備が十分とは言えない状況でありますので、今後は、適切な受動喫煙防止措置を講ずることが必要であると考えております。

以上です。

(13番議員挙手)

○議長（兼山悌孝君） 上田謙市君。

○13番（上田謙市君） 法に従いながら、いわゆる分煙環境を整えているということだというふう
に理解をいたしました。

次に、今回の法改正の基本的な考え方は3項目であります。それは、1つ、望まない受動喫煙をなくす、2つ目に、受動喫煙による健康影響が大きい子ども、患者等に特に配慮する。3つ目としては、施設の累計場所ごとに対策を実施するとなっており、国と地方公共団体は、望まない受動喫煙が生じないように受動喫煙を防止するための措置を総合的かつ効果的に推進するよう努める責務がある。これは努力目標でありますけれども、そのようにされております。

また、ただいま健康福祉部長からの御答弁にもありました健康増進法の第25条でありますけれども、そこに列記されている施設は、学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、官公庁施設などと多岐にわたっており、そうした公共施設を管理している担当をする部と課においては、これまでも受動喫煙防止の対策を講じてきたところであろうと思います。それはただいま担当部長から御答弁があったとおりであると思いますが、今回の法改正を機会に、今度は、施設の管理に係る担当の課が連携をしながら取り組むことが肝要であろうと思います。

そして、今後の受動喫煙防止対策への指針といいますか、ガイドライン、実行計画というようなものを作成すること。さらに、その策定したものを市民への周知と啓発を図っていくというのが重要であると考えますが、そうした点について日置市長は、どのような方針であるのか、お尋ねをいたします。

○議長（兼山悌孝君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思えます。

このたび健康増進法が改正をされて、従来にも増して、この受動喫煙の防止ということが強く打ち出されました。そしてまた、ただいまお話がございましたように、3つの柱があるわけがございますけれども、郡上市としても今回の法の改正をしっかりと受けとめて対応していきたいというふうに思っております。

従来から、郡上市の場合には、平成28年3月に策定をいたしました第2次の郡上市健康福祉推進

計画と、こうした計画の中にもしっかりこの受動喫煙防止あるいは、今後のできるだけ喫煙者を小さいうちから少なくしていくとか、そうした教育、啓発というようなものをするということで、さまざまな目標を掲げているところでありまして、また、ただいま健康福祉部長が申しあげましたように、幾つかの公的施設では、そうした対策を進めてきたところでもあります。

今回、さらにこの法改正によって受動喫煙の徹底ということが目指されているわけでありまして、まず、私どもとしては、郡上市としては、1つは、市民の皆さんに、この受動喫煙ということについて防止についてしっかり啓発をしていきたいということが第1点であります。

それから、確かに「隗より始めよ」でございまして、市が管理をしております幾つかの施設について、それぞれ所管の部局がありますけれども、受動喫煙防止ということでしっかり連携をしていくように、これについては、こういうただいま申しあげた健康福祉推進計画等でこれまでも打ち出しているところではありますが、いま一度徹底をして、こうしたことに取り組めるように、市内にしかるべく対策の組織をしっかり立ち上げて取り組んでいきたいというふうに思います。

それから、当然、全市的には、やはり市が公共的に管理をしているものばかりでなくて、多くの皆さんが集まれるいろんな施設があって、そうした民間施設の経営者の方々、事業者の方々にもしっかり今回の法改正の意味を御理解をいただき、そして、それぞれにやはり適切な対応をとっていただけるように、こうしたいわゆる公共以外の事業者の施設についてのそうした受動喫煙防止ということについても可能な限りの対策を今後ともこの法改正を受けとってまいりたいというふうに考えております。

(13番議員挙手)

○議長(兼山悌孝君) 上田謙市君。

○13番(上田謙市君) 受動喫煙の防止を徹底するという事は、今や自治体の責務でもあろうというふうに思っておりますので、ただいま日置市長御答弁されましたように、これまでも取り組んでおっていただくわけでありましてけれども、この法改正を一つの機会として担当する課が連携をとりながら、特に公共的な施設が中心になろうかと思っておりますけれども、郡上市の受動喫煙防止に対する対策というものをしっかりと打ち出していきたいと思っておりますし、その中には市民の皆さんの協力を理解を得ながら、それでは、市民はどういうことで協力、あるいはこの支援体制をとってあげばいいんだというようなことにも触れて指針といいますか、ガイドライン、実行計画が策定されることを望みます。

次に、ただいま市長からもお示しがありました第2次郡上市健康福祉推進計画が平成28年3月に策定されております。その計画では、望ましい健康福祉行動の課題として、食習慣、運動、アルコール摂取、ストレスに加えて、喫煙が重要なテーマに位置づけられています。計画を策定する際に、基礎データとなった健康福祉実態把握調査の結果というものがあまして、それによりまして、

この推進計画の中にも明記されておりますけれども、平成26年の市民の喫煙率は、これ18歳から39歳、18歳が入っているのおかしいような気がしますけれども、ほかのこのアンケートの答えてもらう年齢が18歳からということで、18歳からというふうになっておるんだと思いますが、平成26年の喫煙率は18から39歳の男性35.1%、女性7.6%、40から64歳の男性30.7%、女性5.6%であります。

厚生労働省が公表している平成26年の国民健康栄養調査の結果の概要によりますと、喫煙者の状況は、男性が32.1%、女性8.5%であります。これだけのデータで比較することは、正確性を欠きますけれども、郡上市の市民の皆さんの喫煙率というものが全国平均よりも低いのではないかとこのように推察されます。そして、この調査では、喫煙者の中で禁煙に関心のある人の割合が掲載されておりますけれども、これも18歳から39歳の男性56.5%、女性66.7%、40から64歳の男性53.6%、女性73.9%であります。

これをざっと言いますと、喫煙者の2人に1人は禁煙したいと望みながら喫煙しているのではないかと察しますが、喫煙者に禁煙を促す啓発活動の現状と今後の取り組みや課題はどのようなものであるか、担当部長にお尋ねをいたします。

○議長（兼山悌孝君） 健康福祉部長 丸茂紀子君。

○健康福祉部長（丸茂紀子君） それでは、お答えしたいと思います。第2次の郡上市健康福祉推進計画の中で、喫煙防止に関しまして、まず1つは、たばこの煙にさらされない環境が広がるということと、2つ目に、たばこを吸わない人がふえるというこの2つを目指す姿としております。

保健事業の中では、平成21年度から岐阜大学と共同研究をしております。妊産婦とパートナーを対象に禁煙サポートプログラムの開発を進めまして、母子手帳の発行時に妊婦相談において禁煙教育を実施しております。

市民病院の産婦人科とまた連携をとりながら、継続的な支援を行い、生まれてくる子どもたちの健康と安全を守り、ひいては、家族の喫煙防止につなげていく事業を展開しております。

また、切れ目のない支援といたしましては、赤ちゃん訪問から始まりまして、発達段階に応じて3カ月とか10カ月、さまざまな乳幼児健診があるんですが、その健診の場において、保護者に対して受動喫煙防止の教育を実施してあります。学校とか、関係機関と連携をしながら、中学生にはあかちゃんふれあい体験という共同事業を行っておりますが、その中でたばこの健康、阻害因子であることを子どもたちに伝えております。

青年期、壮年期、実年期においては、禁煙を希望される方に対しましては、特定健診の保健指導でありました。随時開催している健康相談の場で情報の提供と個別相談を行いまして、必要時におきましては、市内の医療機関において禁煙外来をやってみえますので、そこを紹介しながら支援を行っております。

今後の取り組みにつきましては、この計画に掲げております喫煙率低下の数値目標達成を目指し

まして、先ほど申しましたように、ライフステージごとに禁煙支援を進めていきたいと思っています。

課題といたしましては、たばこに依存する背景というのが、ストレスであったりとか、多忙な仕事、貧困生育歴、家族関係等、さまざまな複雑な事情があるということも多くあります。禁煙支援につきましては、喫煙者に対する個別のかかわりが大変重要となってきますので、指導に当たります保健師であったり助産師の力量を高める研修などを人材育成も進めて今後も継続的な対策を進めていきたいと考えております。

以上です。

(13番議員挙手)

○議長(兼山悌孝君) 上田謙市君。

○13番(上田謙市君) 私も十数年前まではヘビースモーカーでありましたので、たばこを吸うことが悪だとは思っておりません。よくたばこは嗜好品だというふうに言われますけれども、今、部長が答弁された中にもたばこを喫煙することによって、その人がストレスから開放されたり、あるいはいろいろな効用もあるのかなと思いますけれども、今や健康を害するものであるという認識は広まっておりますので、そのあたりのことを行政としてもどのように取り組んでいくかというようなことは困難なことだと思います。

一つは、先ほどのように、答弁にあったように、受動喫煙を防止するというようなことの観点から、特に、妊婦さんについては、子どもに、赤ちゃんに与える影響が大きいのでというような指導も大事だと思いますし、喫煙者が禁煙をというふうにお聞きしたときには、医療による禁煙、外来治療もあるというようなPRをしていただきながら、禁煙をしたいという喫煙者に対しては、禁煙につながるようにひとつ取り組みをいただきたいというふうに思います。

次に、子どもたちのことでということで教育長にお尋ねをいたします。

この郡上市健康福祉推進計画の実態把握調査の結果の中に、未成年者の喫煙率が掲載されております。小学生高学年の男子——男の子は0.8%、女の子は0.4%、中学生の男子生徒2.0%、女子生徒1.2%、高校生の男子生徒5.1%、女子2.8%のような数字がこの結果としてあらわれております。

喫煙率と言いましても、興味本意で吸ったぐらいで習慣性がないことを願っておるわけですが、この喫煙が健康を害することということは、科学的にも証明をされ、喫煙していない人に健康に対する悪い影響を及ぼす、この受動喫煙が大きな社会問題となっている現実を直視しますと、未成年者の喫煙を防止するための教育を学校、地域、家庭において積極的に推進することが大事であると考えますが、学校等における喫煙防止教育等への取り組みとその重要性について石田教育長はどのようにお考えか、お尋ねをいたします。

○議長(兼山悌孝君) 教育長 石田誠君。

○教育長（石田 誠君） それでは、お尋ねの喫煙防止教育の私の考え、そして、その取り組みの順でお答えしたいと思います。

かつて生徒指導が困難なときは、児童生徒の問題行動の上位は喫煙でした。現在は、平成29年度の郡上市の問題行動の調査でも児童生徒の喫煙事案の報告はなく、社会全体の健康指向や若者のたばこ離れの影響で喫煙が習慣化している児童生徒は少ないと考えられる。先ほどの平成26年度の数値も興味本位による喫煙体験者と思われま

しかし、喫煙が習慣化するには、こうした一時的な喫煙体験がきっかけとなることは事実です。子どもの喫煙は、一度吸ってみたかったとか、友達、先輩に勧められたとか、大人のまねがしたかったとか、格好いいと思ったなど、若いときの喫煙が健康に与える影響の大きさや受動喫煙への危機意識が低いこと。さらに、子どもの喫煙には、たばこやその煙に触れる家庭等の環境が影響を及ぼすことから、上田議員のお話のとおり、保護者を含めより早期に喫煙防止教育が非常に重要だと捉えております。

次に、具体的な取り組みについて紹介させていただきます。

各学校で作成されている健康教育全体計画に基づき、健康な体づくりや生活リズム、薬物乱用防止や依存症防止等ともにたばこの害について保健の授業や学級の活動の中で指導をしております。

保健の授業では、小学校3年生、6年生、そして、中学3年生でたばこによる体への影響について喫煙による呼吸や心臓の働きに対する負担、受動喫煙の害などについて学習をしているところで

その際、非喫煙者と喫煙者の肺の比較写真や、がん死亡率の比較グラフ、未成年者の喫煙開始年齢と死亡率比較グラフ、DVTを提示し、喫煙による健康への害がより実感できるような工夫もしております。

また、より専門的な指導を行うために、関係保健所の職員を講師に招いて、喫煙教室を行う学校もあります。専門家の指導の内容については、たばこの煙が健康に与える影響以外に、喫煙や喫煙をやめるときに必要な薬について説明したり、家族の一員として禁煙への働きかけも行っております。

また、家庭への啓発については、学校においてもたばこの煙による児童生徒への害を防ぐために禁煙や分煙依頼を保健便りや学校便りを初め、機会あるごとをお願いをしております。

また、学校施設利用者には、たばこの煙が児童生徒に届かないようPTAの協力を得て、授業参観、運動会等の行事でも受動喫煙防止に努めていただいているところでございます。

以上でございます。

(13番議員挙手)

○議長（兼山悌孝君） 上田謙市君。

○13番（上田謙市君） 今、教育長の答弁の中にもありましたが、たばこに限らず、児童生徒への薬物乱用防止の啓発ということですから、私も保護司をさせてもらっておる立場から、保護司の中には何人かの薬物乱用防止指導員拝命する者はいるんですが、毎年、小学校、中学校へ出前講座に行かせてもらいます。そのときに、特に小学生の子どもたちには、覚醒剤とか大麻とかと、そうした薬物のことを余り強調すると、それが恐怖に変わるというようなこともありますので、そのことも触れますが、できる限りたばこは吸わないようにというような話をさせてもらうことがあります。

しかし、そこで、私たち保護司を指導する管轄する観察所のほうから内々お話があって、この禁煙という、たばこを吸わないようにというようなことについても児童生徒の家族には喫煙者がいるかもしれない。そうした場合、余り、この喫煙ということが悪であるというような立場から話をすると、心配されることも家庭で起こるんじゃないかというようなことであるとか、中にはたばこを販売してみえる方もあるんで、そのあたりについては、できる限りそうしたことを配慮しながら子どもたちに禁煙するということの健康を害する、そうした立場からの話をしてほしいというようなことを言われております。

そう考えると、これたばこを吸うということは、先ほども健康福祉部長からもお話があったんじゃないかと思いますが、依存症ということですので、これは極端に言うと、依存ということはほかにもありますが、たばこにニコチン依存症という、ひとつ治療すれば治るといふ、それから、開放されるというようなことだということだと思います。

回りくどい言い方しましたけれども、そういうようなことで、特に小学生の子どもに対して禁煙、喫煙というような教育をするということは難しいことだと思いますけれども、この受動喫煙をするということが健康に害があるというようなこと、そのことでひとつ禁煙教育、非喫煙教育といえますか、そういうことを推進してもらいたいなというふうに思います。よろしく願いをいたします。

最後に、市長にお尋ねをいたします。

今回の法改正によると、既存の特定飲食提供施設である、いわゆる飲食店ですけれども、中小企業や個人が運営する客席面積100平米以下の店舗では、直ちに喫煙専用室などの設置を求めることが事業の継続に影響を与えることが考えられることから、これに配慮し、一定の猶予措置を講じております。

そして、国は、既存の経営規模の小さい飲食店が経営判断に基づいて講じる受動喫煙対策への支援を実施するという事になっていると承知しておりますが、観光立市郡上における受動喫煙防止対策のあり方を市長はどのようにお考えでしょうか。

そして、もう1点、これは、きょうも先輩議員から触れられる質問かとも思いますけれども、郡

上市の条例に郡上市ポイ捨て等防止条例がありますが、受動喫煙が他の人の健康を害するという事実が世界規模で常識となっている現状にあって、喫煙者が吸い殻を路上などに捨てることを禁止する目的だけの条例で十分なのかという疑問を感じております。

受動喫煙防止対策を施すことが、今や自治体の命題であるという御時世でありますので、自治体の中には受動喫煙防止対策という今日的課題を条例化することによって、市民への周知、啓発をしていくというような動きもあるやにお聞きしますけれども、そうした動きに対して市長の御所見はどのようなものであるか、お尋ねをいたします。

○議長（兼山悌孝君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思いますが、観光立市ということを目指すということは、やはりいろんな方に郡上に来ていただきたいということでもあります。そうしますと、おいでをいただく方の中には、先ほどの統計数値にもありましたように、例えば、男性で言えば、日本の中でも3割以上、あるいは、女性でも数%の方が喫煙者ということで、それは小さいときできるだけタバコを吸わないようにという教育はともかくも、もう既に大人になって長年喫煙ということが、ひとつの嗜好品ということで、なれ親しんでおられる方々がいらっしゃるということ自身は、やはり、そして、そういった方々が、確かに喫煙ということが健康に及ぼす影響、いろんなこともあるわけですが、そういったことも重々承知をしながら、しかし、嗜好としての喫煙をされるという現実があるということも事実でございますので、いろんな方に来ていただきたいという立場からは、全て喫煙者お断りというような極端なことではできないわけでありまして、先ほど来、特に近年強調されております受動喫煙の防止ということをどうやっていくかと。タバコの煙を吸いたくないという人にはからずも受動的に喫煙をさせられてしまうと。あるいは小さな子どもさんとか、そうした方々、あるいは、病氣中の患者さんとか、そういった方に特に配慮しなきゃいかんということだろうというふうに思います。

そうしたことで、先ほども申し上げましたように、特に、受動喫煙の防止ということに重点を置いて観光地域としても今後対応を考えていかなければいけないというふうに思っているところであります。

したがって、いろんな意味で受動喫煙ということのやはり健康上の被害とか、そうしたことについて、やはり重く受けとめていただくように、市民の皆さん、事業者の皆さんに啓発をしていく、あるいは公共施設の管理者としての私どももしっかり点検をし、対応をとっていくということではないかというふうに思います。

そういう中で、ただいまも御指摘がございましたけれども、従来からどの自治体でも持っております、いわゆるポイ捨て禁止条例という、この条例は、あの条例を読みますと、郡上市も平成16年ですか。市発足とともに、持っている承知しておりますけれども、そのポイ捨てをするものの

対象物の中には、たばこの吸い殻等が確実に入っておりますので、そうしたものをポイ捨てをしないようにということは、もう既に条例化をして、市民の皆さんにも啓発をしているところでありますが、理屈を言えば、捨てなければいいということですから、よくあります喫煙される方が吸い殻をきちっと自分で始末をするようなものを持って吸われるというようなことについてまで禁止をしているものではないということでありまして、あの条例は、確かに御指摘のように、いわば環境の美化というか、いろんなごみが散らかったりなんかして、そういうことを防止をしていこうというところに主眼があって、吸われる喫煙に伴ういわばはからずも、この望まないのにいわば煙を吸ってしまうというような、受動喫煙というようなことを防止するというところまでは、この条例の目的は及んでいないというふうに考えるべきではないかと思っております。

したがって、近年、今回、ただいまお話がございましたように、いろんな意味でこの受動喫煙防止等も含めて条例化という動きがあるということでもあります。

ちょっと参考に私の手元に届いたものでも、この間、3つの都市と4つのお城の連携協定を結んだ尼崎市等でも早速こうしたことに対するたばこ対策の条例をつくられたようでございまして、こうしたものも参考にしたいと思っておりますし、それから、いわゆるぼい捨てだけでなく、一定のゾーンを設けて、路上喫煙の禁止ということをしているところは幾つもございます。既に県内におきましても、観光地、あるいは重伝建地区を持っているようなところ、そういったことで、高山市や美濃市やあるいは県都である岐阜市においても一定の路上喫煙の禁止ゾーンというものを設けて、そうしたところについてきちっと条例化をしておるところでございまして。

中には、過料といいますか、それに反した場合は過料を科すというような条例も設けているところもございますが、こうしたことには、その禁止ゾーンを設けるだけでなしに、それでは、屋外ではどこできちっとした分煙対策といいますか、そういうものを受動喫煙を防止しながら、吸っていただくかという喫煙箇所というものをやはりそれに対する代償措置として、しっかりやはり設けておくということもまた必要だろうというふうに思っております。

郡上市としても、条例化を今すぐやるかどうかということは慎重に検討したいと思っておりますが、ただ、禁止ゾーン等をやはり設けるとすれば、これは一定の住民、国民の権利をある程度制約するものでありますから、その場合は、条例も必要かと思っておりますが、他市のそうしたいろんな先例等も検討し、そしてまた、これは単に行政がえいやと決めるだけではなくて、やはり市民の皆さん、あるいは観光等に携わる事業者の皆さん、そうした方々の意見もよく聞いて、そして、郡上市としての方向づけをしていく必要があるのではないかと、そのように考えておりますので、今回の法改正を一つの契機として、そうしたことにも検討に取り組んでいきたいというふうに思います。

(13番議員挙手)

○議長（兼山悌孝君） 上田謙市君。

○13番（上田謙市君） 条例化に向けての考え方というのは、理解ができました。

お客さんのために、この分煙をしようかどうかというふうな、その飲食店もあろうと思いますので、そういう店を観光立市郡上を目指す郡上としては、どのように後押しをしていくかということが大きな課題でもあろうというふうに思います。早期にそうしたお店に対する支援策というものもお願いをしたいというふうに思います。

以上をもちまして一般質問を終わります。

○議長（兼山悌孝君） 以上で、上田謙市君の質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開は、11時05分とします。

(午前10時53分)

○議長（兼山悌孝君） それでは、休憩を解き会議を再開いたします。

(午前11時05分)

◇ 山 川 直 保 君

○議長（兼山悌孝君） 5番 山川直保君の質問を許可いたします。

5番 山川直保君。

○5番（山川直保君） 通告に従いまして一般質問を行います。

大項目として、3点上げておりますので、よろしく申し上げます。

まず、1つ目といたしまして、営農水道料金について伺ってまいりたいと思います。

本市は、水道事業の将来を憂いて、重要施策の一つとして、この10年来、市内各所の簡易水道の統合事業を、莫大な予算を費やして整備をしてこられました。これは、ほかの自治体よりもいち早く手がけられまして、老朽化した管路や、そして水道タンク、また漏水箇所といったものを整備して、将来にわたって市民生活や各産業の振興にも支障を来さないように先見性的に取り組みしてきたことは大いに評価されるところでございます。さて、この簡易水道のインフラは、かつて地域によっては農業振興を目的といたしました営農飲雑用水として整備されました。これは農の予算で農のために行ってまいりました。これまでそのインフラは、施設園芸とか、そして畜産業にも大きな役割を果たしてきたことは言うまでもないと思います。そこで今日、この簡易水道統合事業が終盤を迎えるに当たりまして、本年度より水道事業会計と簡易水道特別会計が一緒になりまして、企業会計となりました。このことは、おのずと公益社団法人日本水道協会の営業業務マニュアルに沿った運営がなされることとなりますので、水道法の第14条にあります料金が能率的な経営のもとで、適正に原価に照らして、公正、妥当なものであること、または、特定のものに対して不当な差別的扱いをしないことというふうに定められております。いわゆる特定の一定の企業、企業と申しまして

も営農者も当たりますけれども、そのために安価な料金設定をすることは許されないということが規定されております。本市の水道事業における水道料金は、これまでの営農を目的として使用されてきた低廉な料金は、その法律といいますか、マニュアルによりますと用いられないことということになります。そこで、昨年の12月議会、産業建設常任委員会でもこの条例制定に当たって一番議論されたことは、営農水道料金も通常の水道料金になるけれども、今後どのようなその救済措置をとるかが一番の問題となりました。その際、執行部からは、条例の制定はことしの4月からであり、今後5年間の猶予期間を設けて、その後は環境水道部から農林水産部の施策をもって対応するとの見解の確約を、これは副市長からいただいたところでございます。

その後、本市は4月にこのことを市民の営農者に向けてその方針というものを1枚の紙で通知をされたと聞いております。しかしながら、私に寄せられます営農者の方々からはいろんな思いや不安という声が届いております。そのあたりどうなっとるんやというようなこともよく寄せられることがございます。その考えをしっかりと置いて、お答えをいただきたいと思っております。

3項目になりますけれども、小項目1と3を一緒に聞かせていただきます。

本年度より簡易水道特別会計が、水道事業会計に統合されました。よって、営農水道料金改定は5年間の猶予期間を設け、後には農業政策で支援する方針を上げられましたが、その政策の進捗状況を伺います。さらに、また今後新規農業参加者が市内のどの場所においても農業を営む水というものは必要であります。ぜひとも本市の農業発展のためにも全農業者にそうした支援がしっかりと及ぶような方針を早急に出されたいが、そのことについて所見を伺います。

○議長（兼山悌孝君） 山川直保君の質問に答弁を求めます。

農林水産部長 下平典良君。

○農林水産部長（下平典良君） それでは、5番議員の質問にお答えいたします。

営農水道料金廃止後の支援策の状況ということでございますが、営農用の水利に困窮する農家への新たな支援策といたしましては、ことし4月から担い手営農支援事業、そして、畜産担い手支援事業を新設いたしまして、それぞれ営農用水を確保するために必要な事業経費、例えば節水装置の導入ですとか、井戸を掘削する経費ですとか、水道口径を拡大するための配管工事費ですとか、または新たに新規の水道に加入する分担金等、こういった経費に対しまして、3分の2以内で上限100万円、畜産農家につきましては、上限を200万円として助成することとしております。対象者でございますが、郡上市内に在住する認定農業者、認定新規就農者、郡上市農業再生協議会が認める担い手ということで、これは、農業を主業とされている方でございます。さらに、畜産にありましては、牛5頭以上、生産豚10頭以上、鶏が100羽以上を飼育する農家としております。なお、従来の営農水道料金が簡易水道事業区域に限られておりましたものに比べまして、今年度新設いたしました支援制度でございますが、市内全域の担い手の農家を対象としております。また営農水道

料金が廃止されて、一般家庭金に投影させると、使用によって異なりますが、水道料金が6倍に増加すると見込まれる農家もごさいます。議員がおっしゃられたように、このため、営農水道料金の急激な負担増を防止するために、激変緩和措置といたしまして、平成35年3月までの5年間は従来の料金で利用していただくことができるようにしております。また、この5年間で今までの利用農家にとって極端な不利益が生じないような施策も検討していきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（兼山悌孝君） 農林水産部長。

○農林水産部長（下平典良君） 今の答えの中で、鶏100羽と言いましたが、1,000羽の誤りでございましたので、申しわけありません。訂正いたします。

（5番議員挙手）

○議長（兼山悌孝君） 山川直保君。

○5番（山川直保君） 今、部長から御答弁いただきまして、まず、そうしたセーフティーネットを張られると、それは手は打ってあるということお答えいただきましたけれども、その中で、井戸を掘るとか、3分の2以内で100万ということもございましたけれども、私、井戸ということにちょっとひとつこだわって申し上げます。井戸を掘ればよいという考えもございませけれども、地質、また地層によっては、良質な水が得られない場合もある、その額以外で井戸も掘れない場合もあります。そうした場合、特に畜産業、特に乳牛の場合、そうした水質の違いによって乳質が変わると、それ一番デリケートな問題で、畜産業の営まれる方は一番心配をしておられます。このことで環境水道部長にちょっとお聞きしておきたいわけなんですけれども、この簡易水道統合事業が始まりました。この水が本当に潤沢なものであれば、今農林水産部長がお答えになりました水道料金6倍、これは計算されております。このとおりの条例になりますと、約600万円の増の負担が農業者にかかってまいります。たったと言ったら申しわけございませませんが、600万円の増くらいのことで、市がそういうことを決めるのは、私もつたいないことだと思うんです。農業振興のために600万円の予算を組めば、水道の補助金、現金が、申請した幾らそういう方法がとれるじゃないかと思ひます。水道の今の水の量のこと申し上げましたが、本市の人口は、減少の推移をたどっております。今後、使用水量もおのずと減少してくることが当然と思ひております。設けられた施策は、最も安定し、供給できるやっぱり現在の水道水をどうしても当然に使用されること私は当分と考えております。

そこで、水道部長には、従前どおり、この農業者が営農された場合もしくはふえた場合でも、今整備された東部簡易水道によって賄える量があるかどうかをまずお聞きして、その後、農林水産部長にお答えいただきたいと思ひます。

○議長（兼山悌孝君） 環境水道部長 馬場好美君。

○環境水道部長（馬場好美君） お答えをします。

現在、営農用水道は7月末現在で74件の方に御利用いただいております。使用水量は、年間で約4万5,000立米あり、料金で換算しますと、約100万円となっております。これを一般家庭の水道料金に換算しますと、年間で約600万円となります。一方、郡上市の給水人口はここ数年の推移を見ますと、毎年約500人の減少が続いている減少となっております。使用水量にこれも換算しますと、約4万5,000立米の減少が見込まれ、料金に対して約600万円の減少と試算されます。このまま人口減少の状況が続けば、一般家庭の需要が減り、供給能力面で余裕が出てくることが推測されます。

○議長（兼山悌孝君） 農林水産部長 下平典良君。

○農林水産部長（下平典良君） 私のほうからは、水道水を営農用水道として活用できないかというふうな点について、お答えいたします。水道水を利用している畜産農家を例に挙げますと、現在市内の乳牛の飼育農家ですが、11戸で、この酪農農家では、毎日午前、午後の2回搾乳しております。その搾乳に使用する機械を洗浄するときには、主に滅菌された水道水を使用しております。なお、水の飲料水などは、水道水のほかに井戸水や山水を利用している農家もごさいますが、利用目的や必要な水量、さらに良質な水が確保できるかによって水源は異なっております。

水質による乳質への影響についても、少しお答えしたいと思います。正式な調査はなされておりませんが、例えば、湧水、山水を利用していた農家が水道水に切りかえた場合、塩素消毒のにおいを嫌いまして、牛の飲水量が減りまして、搾乳が悪くなって、乳量が減り、乳質が悪化するというようなことは考えられると思います。酪農家を例にとりましたが、いずれにしましても、農業経営にとって水は命でございまして。その利用目的や水量、さらにその経費負担を考慮して、農家では水源を使い分けておられます。食の安全につながる農産物ですとか、飲料機器の洗浄水などについては、水道水は有効であると考えております。よろしく申し上げます。

（5番議員挙手）

○議長（兼山悌孝君） 山川直保君。

○5番（山川直保君） よく理解いたしました。早くその具体性を営農者にしっかりと示していただきたいと思っております。乳のことで申し上げれば、その施設、機械洗浄等にかかる水量もやはり農業振興とともにふえれば、やはりそういうこともあります。600万円の財源ならいつでも組めることと思っておりますので、ぜひともそうしたメーターが農と生活とちゃんと分けてつけてあるんですから、申請は簡単に可能だと思っております。そうしたことも考えられますし、早期に示されたいということも思っています。

次の質問に移ります。次は、移住、定住施策と教育についてでございます。

このことにつきましては、私、教育とこの定住策は非常に密接な関係があると思っております。この質問させていただくわけですけれども、去るちょうど3年前の27年9月議会において、6番議員、そして私、2人とも一般質問をさせていただいております。その中で、議事録もとに紹介いたしま

すが、6番議員が青木教育長に対して、望ましい高校のあり方検討会というのが設置されておりまして、その中で、郡上高校、北高校の学科編成について、今から今後どうなるんだろう、その方向性について質問をされました。その答弁におきまして当時の青木教育長は、郡上高校、北高校の存続を可能にする場合の学科編成、またコース編成といったものを、例えば農業系、林業系、工業系といったもの、今考えておると。それを県教委、県の教育委員会のほうに提言をしてみたいという答弁をされておりますし、その後の私の質問では、学科編成において、兵庫県の県立の香美町にあります県立村岡高校の例をとりまして、特に郡上の産業と照らし合わせた部分で、地域のアウトドアスポーツ科、スポーツ類系、もしくは農業経営類系、そういったものもつくられたらどうかという質問をさせていただきました。そこでまた青木元教育長が、コース編成を行うに当たっては、例えば郡上市として、あるいは郡上市の地域としてこういった支援ができるのではないかと具体的な手立てを提言していきたいということをまたこれも県教委のほうへ出すということを言われまして、出されたいと思いますが、それから3年たちましたが目に見えて変わったものは何か。余り変わっていないと思うんですけども、来年度から郡上高校におきましては、普通科が単位制になることとか、北校のビジネスがなくなっちゃって、普通になっちゃうということとか、そういった編成が行われるんですけども、新しい、そして画期的な編成というものが行われないうに感じます。高校の教育というものは、市から離れて見えますけれども、実は市がしっかりとそこに連携して、それを提言していくその責任はあるということを思っております。この人口減少社会の中で郡上市では早くから積極的に移住促進に取り組んでまいりまして、一定の成果が表れていると認識しておりますけれども、平成27年10月の郡上市のまち・ひと・しごと創生人口ビジョンにおいては、郡上市では大学や専門学校がなく、高校を卒業した子どもの多くが市外へ流出しているという事実でありまして、進学の一部は就職などで市内へ戻ると考えますが、その多くは市外へ流出したままとなっているのが現実でありまして書いてあります。一方で、転出増加が進む中で、郡上市においては、20代後半の戻り現象も見られるというシンクタンク、これは株式会社OKB総研がことしの7月に書かれたレポートでありますけれども、このレポートの中では、進学で出た若者が就職で戻ってきているためと予想している。それと、30代にも郡上市では穏やかな人口回復が続いているということも指摘をされております。周辺の山田市、また揖斐川町、海津市などでは、20代前半から30代にかけて人口減少が続く傾向がずっとあるけれども、郡上市ではこの世代の転入超過の傾向もあるという特徴をレポートされております。こうしたシンクタンクのレポートでも本市の移住施策は一定の効果が出ているということがわかります。その上で、移住施策において、今後、重要になるのは、やはり進学で一度外に出た若者がしっかりと戻ってこられるUターン施策ではないかと考えますし、そのためには、若者が外に出るタイミングの高校教育、この取り組みがさらに重要と考えております。全国を見ますと移住、定住施策と高校における地域教育というものは一体だと考えている自治

体もふえております。

一例としては、高校魅力化プロジェクトでは、市町村が中心となって県立高校のカリキュラムを独自のものとする事で、地元出身者の教育の場づくりのみならず、市外から生徒を呼び込むというを実施している自治体もあります。高校魅力化プロジェクトは、現在、全国19カ所で取り組まれているとお聞きいたしております。なお、高校魅力化プロジェクトでは、高校生が地域の魅力や可能性というものを学び、それを活用するアイデアづくりを行うことや、高校生が地元と連携して事業をつくるというてもあります。また、地域資源を生かした起業などを考えられる人材づくりも始まっているようです。Uターン施策が移住施策において重要になってくる今日、市内の高校が重要な役割を果たします。郡上で生まれた若者に郡上に戻ってきたいという意識を持ってもらうためには、市外に出ていく時期、何度も申し上げますが、すなわち高校が最後のとりでであると私は思います。そして、郡上市内外から活躍できる21世紀型人材を積極的に排出できる、あるいは魅力ある教育環境を郡上市でつくることは、市民のみならず、子育て世代で郡上に移住したいという市外の方々にも遡及をしていくと考えております。

そこで、1つ目の質問でございますけれども、本市の高校内に市立、郡上市立のクラスを設置して、魅力化を図ることをぜひ検討されたいと思います。これは、市が経費負担を行い、教師、講師、またそれを選任することや、またクラスは前の一般質問でも提言いたしましたけれども、スポーツアウトドア科、こうしたものを郡上北高校とか、そしてさらには郡上高校に観光科、そうしたものを設置を望みたいと思います。そのぐらいの積極性がなければ、この郡上というものは市長がよく言われるもっと郡上という強い意志で成長できないと思います。どんな難しいことや人のやったことのない事例、もしくはどんな壁でも知恵を出して乗り越えていくということが、その気概が非常に大事だと思っております。教育長にお伺いします。

○議長（兼山悌孝君） 教育長 石田誠君。

○教育長（石田 誠君） それでは、お答えをします。

郡上市では、少子高齢化社会を見据え、子育て支援の充実、地元産業の振興、交流・移住対策の推進に努めています。そうした中、山川議員の言われるように、あしたの郡上市を担う人材を育成する教育の役割は非常に大きく、教育委員会は、ふるさと郡上を愛し、誇りを持って生きる郡上市、また、社会の変化に対応し、郡上やみずからのあしたを切り開くたくましい郡上人の育成が使命であると捉えております。そうした郡上人を育てるには、幼児から小、中、高校までが連携し、一貫性のある教育が大切であり、郡上学や連携型中高一貫教育の推進や中高生のまちづくりフェスティバルへの積極的な応募等を働きかけています。成果としては、児童生徒が意欲的に地域行事やボランティアに参加し、地域に貢献する姿が見られるようになってきております。

そうした中、お尋ねの高校教育についてでございますが、平成29年3月に新しい時代にふさわし

い、魅力と活力のある高校づくりが進められるように、日置市長名で岐阜県教育委員会に提言をいたしました。このような市の働きかけや各高校の意向もあり、県の教育委員会では、2019年度より郡上北高校、それから郡上高校の両校を単位制普通高校とします。郡上高校においては、総合学科の廃止、及び農業科の2コース、今あります食品流通科、森林化学科が総合農業学科群となり、その中には、園芸科学科、食品科学科、森林環境科学科の3つの学科に編成されます。郡上北高校においては、進学コースに加えて、観光ビジネスコース、福祉介護コース、地域産業コースの4つのコースになります。地域の事情や課題を踏まえ、その上で、地域の特色を生かしていくための学科編成だと捉え、郡上市教育委員会としても、今後学習内容や地域の企業とのかかわりについて注目をしているところでございます。よって、現段階においては、山川議員の御提言の私費負担による人材派遣、それから観光科、スポーツアウトドア科の設置については、考えておりません。しかし、高校の魅力化を図ることについては、郡上北高校のリアルシステムや観光ビジネスや地域産業コースで行政と商工会、市内の企業が連携して生徒が実習を行うことから、市としても後押しをしようと考えております。また、郡上高校の総合農業学科群の各科においても、市内の農業、林業が深く高校とかわり、専門性の高い農業科目を学習することから、人的資源の提供などを視野に入れてバックアップをしていきたいと考えております。今後、一層市内の高校との連携を図っていこうと今考えているところでございます。

以上でございます。

(5番議員挙手)

○議長(兼山悌孝君) 山川直保君。

○5番(山川直保君) 理解をいたしました。そうした動きは全国各地で進んでいると思いますし、市がどれだけの県立高校の後押し、バックアップできるかということも1つの課題で進めていくべきことでありますが、私が申し上げるのはさらにインパクトの強いこの市の観光立市に合ったそうした科の編成を県に提言しておるだけでなく、みずからやるぞという姿勢を見して、そういう予算をとって、そしてその予算が必ず郡上市に人口減少を防ぐ、そして市が活気をもって若者があふれる、そういうところになっていくことを私望むんです。ですから、そのもう一つステップアップができるかどうかということがこの郡上市の可能性なんだと私思います。さらにこのことを深めていただきたいと思います。

そこで次の質問に移りますけれども、郡上では移住施策の一環として、郡上カンパニーの取り組みが始まってきております。これは郡上の魅力を再発見して、都市住民でローカル起業をしようというベンチャーマインドを持った人を呼び込み、育てる事業であります。郡上カンパニーの取り組みを高校と連携させることで、意欲的な若者を郡上へ呼び込む、呼び戻す、また全国に先がけた郡上オリジナルの移住対策というものが打ち出せるような可能性があると思っております。人口減少社

会の中で、地域の人材育成は郡上市にとって最も大きな、最も重要なテーマでありますから、特に地域の担い手となる人材は、その育成は、学校のみではもちろんできません。地域社会、市民及び行政が密接に連携するということを再度確認していただきたいと思います。

そこで、さきの質問にもかかわりになりますけれども、定住、移住の視点から市内の高校の科をふやしていく、もしこれが実現したならば、そこに人口はとどまります。そして、市内消費、そして交付税にもいい影響を、交付税の入りにも影響を及ぼします。

本市が若者で活気に満ちて、そして既存産業を伸ばしていくためにも、教育の魅力化は必須でございませう。その観点、大きな視点から、市長にこのことについての所見を伺いたいと思います。

○議長（兼山悌孝君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをしたいと思います。私たちが目指しているこの郡上の地方創生ということをやっていく場合に、子どもたちの教育、ということが非常に大事であることは論を待たないところでありますし、また今御指摘がありましたように、その中でも、特に小学校、中学校と上がり、さらに高等学校で郡上の場合はそれより上の教育を受ける場合には、一旦外へ出るという、非常に大切な時期でもありますし、また高等学校で教育で職につく人には大切な就職の時期でありまして、それをどこで、どんな仕事につくかということを選択するという意味では非常に大切なことだというふうに思っております。そういうことで、先ほど教育長が説明を申し上げましたように、私たちとしても、いろんな働きかけをしてまいったところであります。山川議員が御指摘になったような考え方は、私たちが県の教育委員会等にいろいろとやはり申し上げてきた、その流れに今なりつつあるのではないかとこのように思っています。

先日、8月の初めに文部科学省のほうもいわゆる全国の公立高校での1つの重点として、地域人材をいかに地域の産官と連携をして、やっていくかということに1つのかじを切りたいというようなことで、2019年度の予算にもそうしたことを盛り込むというような記事が出ておりました。これまで高等学校というと、いかにグローバル人材、あるいはナショナル人材を養成をしていくか、あるいはそういう人材を多く輩出したところがいい高等学校だというようなことから、やはりこの地域のローカル、リージョナルなところをしっかりと担ってくれる人材をやはり地元の足元を見つめながら、そうした人材が育つということが非常に大切だということによろやく国のほうもそうしたことに重点を置いてくれるようになったなということを感じたわけです。それを報道する新聞の中にも、いわば高校発の地方創生であるというようなことで、そんな取り組みが始められようとしております。郡上におきましては、先ほど来御説明していますように、郡上高校は創立100周年、北校は70周年ということでことし大きな節目を迎えておるんですが、そういう中で、生徒数の減少に対応して、いかに対応していくかということについて、先ほども話がございましたように、郡上高校においては、単位制の普通科とそれから学科群を、農業のそういう学科群を持ったもの、あるいは

郡上北高校においても、非常に私としては思い切った策をとっていただけているというふうに思っております。その中には、いろいろと地域の福祉人材、あるいは観光ビジネスの人材、あるいは場合によっては物づくり、そうしたことにも対応していくということで、今回非常に1つの次の時代に対応していくコースを設定をしていただいております。そういうことで、私としては、今回郡上高校、郡上北高校の新しい取り組みを市も、そして民間にも呼びかけて、積極的に連携をしていきたいというふうに思っているところでございます。お話にございました市が経費を負担をして、何らかのコースといいますか、学科をつくるというのも1つの考え方だろうとは思いますが。

今、大学においては、例えば岐阜県において、今やっているかどうかわかりませんが、地元の岐阜大学に対して一定の経費を負担して、そういう講座を設定する、いわゆる寄附講座という制度がございまして、これは、双方の調整がなされないとなかなかできないわけですが、そうした方法がところみられておりますので、そういうもののいわば高校版として、そうしたことが考えられないではないというふうに可能性はあるというふうに思っておりますけれども、まずは、私としては、今回の郡上北高校の進学コースに加えて観光ビジネスコース、福祉、介護コース、それから地域産業コースと、こうしたコース分けを分けて、地元の需要にも応じた高校教育をやつてくださると、やっていただくと、郡上高校も総合学科を廃止して、普通科とそれから農業科の2コースを3コースに分けると。そして、その中には園芸科学科などにおいては、最新のいろんなAIであるとか、IT技術、ロボット技術、そうしたものも活用した新しい時代の園芸というようなことも視野に置いて、取り組みたいということをおっしゃっておられますので、そうした取り組みをしっかりと見ながら、そして必要な連携をしてまいりたいというふうに思っております。

そして、また何よりやはりこの郡上の子どもたちがこうした学科で学ぶことによって、郡上で仕事をさせていただくことができるということではありますが、もう一つは、やはり根底的に郡上に誇りを持って、愛着を持つというこのふるさと教育、こうしたことを根底にやはりしっかり高等学校においてもやっていただいて、そうした地域人材が育成されるようにということに取り組んでまいりたいというふうに思います。

(5番議員挙手)

○議長(兼山悌孝君) 山川直保君。

○5番(山川直保君) 市長、また教育長からの答弁の内容で、来年度からのそうした単位制でいろんなことを学べる、これは一歩も二歩も前進したことだろうと理解させていただきました。それに市長の答えられる、市がしっかりとそのパートナーとして連携していく姿勢をとるということですね。それも理解できました。

今日、政府のほうもかなり柔軟となってまいりまして、そうした文科省を中心に、そうしたことが取り入れられてきておりますけれども、やはり郡上市のスタンスとしては、学校設置者というも

の壁を乗り越える、壁を乗り越える、いわゆる意味がよくできたかどうかわかりませんが、その市が市民の生徒、児童たちにそうした将来ふるさと教育といいますか、地元愛に対して、それがあれば戻れる可能性があるという移住定住対策にいかにかかわりを持たせる施策がつくっていかかという、頭のひねりどころじゃないかと、私は思っております。

このことにつきましては、その3年間の議論といいますか、県への提言もございましたけども、さらに時代が変わっておりますから、その高等教育のあり方について、また開き直して、それに手を加えていただきたいと、強く要望するものでございます。

議会のルールによりまして、5分切っておりますので、災害の関係の質問には至りませんでしたけれども、今議会におきましては、特に災害の質問が多ございます。その質問を私も聞きながら勉強させていただきたいということを思っています。

以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（兼山悌孝君） 以上で、山川直保君の質問を終了いたします。

ここで、昼食のため、暫時休憩をいたします。再開は午後1時を予定します。

（午前11時42分）

○議長（兼山悌孝君） それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

（午後 1時00分）

◇ 田代 はつ江 君

○議長（兼山悌孝君） 8番 田代はつ江君の質問を許可いたします。

8番 田代はつ江君。

○8番（田代はつ江君） 皆さん、こんにちは。それでは、議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回は4点、質問の事項を用意しましたが、予想どおり、7月豪雨災害の件につきましては、皆さんが用意をされておりますし、また既に終わってもおりますので、もし重なる部分がありましたら、簡潔にお答えをいただければ結構ですのでよろしくお願いいたします。

それでは最初に、自転車保険ということについて質問をさせていただきます。

近年、自転車と歩行者の事故で高額補償請求事例が相次ぐ中、自転車保険への加入を義務づける自治体がふえています。努力義務も含めると2015年以降、16都道府県7政令市で条例が制定されております。中でも7月から義務化した神奈川県相模原市など、自転車保険の加入に力を入れている自治体が広がりを見せています。

ここで、最初に、自転車での加害事故例を挙げてみたいと思います。

まず最初に、自転車で走行中の男子小学生11歳が歩行中の女性62歳と正面衝突、女性は意識不明の重体、賠償額9,521万円、もう一つは、男子高校生が車道を斜めに横断し、自転車で直進中の男性会社員24歳と衝突、会社員は言語機能を失う障がい、賠償額は9,266万円、それからもう一つ事例です。これは先日も新聞とかに出ておりましたけれども、自転車で走行中の男性がペットボトルを片手に坂を下る途中、交差点で歩行中の女性38歳と衝突、女性は3日後に死亡、賠償額6,779万円。以上のように、今では1億円近い高額賠償を命じられるケースは珍しくありません。また、加害者となる自転車側の3割が保険に未加入であることも示されています。

最初にお聞きいたします。郡上市においての最近の自転車事故の現状と高額賠償請求の事例はあったのでしょうか。

○議長（兼山悌孝君） 総務部長 乾松幸君。

○総務部長（乾松幸君） それでは、自転車事故の状況について報告させていただきます。

一応、昨年、平成29年度であります。自転車の交通事故ですが、郡上署へお聞きしたところ、県内では死者が9名、負傷者は798名ということでした。それで、郡上市内に限ってでございますけれども、死者はなく、負傷者は4名ということと、それから、いずれも自動車対自転車との事故であるということで、自転車対歩行者の事故はなかったということをお聞きしております。

それと、これらの事故で特に高額賠償請求に至るほどの事例ということについては、確認はできておりませんので、よろしくお聞きいたします。

（8番議員挙手）

○議長（兼山悌孝君） 田代はつ江君。

○8番（田代はつ江君） 今のところはそういう事例もないし、死亡事故に至るようなこともないということですが、今後こういうことはあり得ることだと思いますので、こんな中で、自治体の中で条例の制定の動きが非常に全国的に活発になっていまして、相模原市では、昨年12月に「安全に安心して自転車を利用しようよ条例」に基づき、ことし7月から自転車保険への加入を義務化、ただしこの条例には罰則規定はないそうです。市は加入義務化を知らせるパンフレット25万部を自治会や市内全小中学校などに配付するなど、周知徹底を行っているそうです。

一方、15年10月に全国で初めて保険加入を義務化した兵庫県は、損保会社と連携して自治体独自の自転車保険「ひょうごのけんみん自転車保険」を創設し、保険料を含め年間1,000円から加入できるそうです。また、京都市は昨年5月から「きょうと自転車保険専用コールセンター」、また名古屋でも動画サイトYouTubeに自転車保険に関するCMを配信し、加入を呼びかけているそうです。

郡上市の中で条例制定に向けての検討をされたことがあるのかどうかということをお聞きしたいと思っております。

○議長（兼山悌孝君） 総務部長 乾松幸君。

○総務部長（乾 松幸君） 自転車保険の条例制定についてお答えをさせていただきたいと思います。

議員御指摘のとおりでございます。近年全国の自治体におきまして自転車保険加入の義務化、また努力義務化を盛り込んだ条例制定の動きが出ていることは承知しております。

郡上市におきましては、先ほど述べさせてもらったとおり、自転車事故が少ないこと、それから幸いにもでございますが、これまで重大事故に至った事例がないこともあり、条例の制定について検討したことはございません。

全国で重大事故による高額賠償事例の発生につきまして、郡上市においてもいつ発生するかわからないものだと思っております。可能性はあると思っております。そうは言いつつ、事故件数が少ないこと、またそれから、保険の補償内容にもいろいろあるようですけども、年間数千円から1万円程度の保険料がかかるというようなこと、そういった費用負担も生じることから、条例制定については今後全国の状況を踏まえながら、慎重に検討してまいりたいというふうに思っています。

そういった中で、自転車走行における事故防止啓発等につきましては、自動車運転者や歩行者の交通安全啓発とあわせて、交通安全教室、また日ごろの交通安全啓発活動において推進していきたいというふうに考えておりますし、これにあわせて、重大な自転車事故の発生例であるとか、保険加入の重要性についてもあわせて紹介していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

（8番議員挙手）

○議長（兼山悌孝君） 田代はつ江君。

○8番（田代はつ江君） 検討をしていただきたいと思います。

今も話されましたように、自動車と自転車の場合、よくあることだと思いますけれども、この場合はどちらかという大きいほうが悪いというか、保険とかそういうのもそういうふうで補償をされるようですけども、歩行者と自転車となると、ここに先ほど例を挙げましたように、11歳の男子小学生が正面衝突をして、その家族にこの9,521万円って、そんな近年では1億円近いそういう賠償額が請求をされるということですので、これはあつてはならないことですけども、今後検討をしていただきたいと思います。

兵庫県のように、1,000円から加入できることであれば、これを、今おっしゃったのは5,000円ぐらいからっておっしゃいましたけれども、安くて、安い金額で加入できて、そして万が一のときには、そういう補償というのがしていただけるのであれば、やはり郡上市も結構自転車が、危ないなと思うようなことがいっぱいありますので、これはよく検討をしていただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

2点目に入りたいと思います。2点目は、7月豪雨災害の教訓ということで質問をさせていただきます。

きます。

6月29日から7月8日にわたって降り続けた大雨は、郡上市の至るところで災害を起こしました。被災された皆様には心よりお見舞い申し上げ、一日も早い復興をお祈りしております。

さて、今回の長く続いた大雨では、早目の避難を心がけ身の安全確保に努めるよう避難準備、避難勧告が早目早目に発令され、最大避難者数も2,064人であったとお聞きしております。

避難所には毛布、飲料水、パンなどが運ばれ、避難された皆様から本当によくしていただいたと喜びの声が聞ける半面、避難所にテレビがなく、情報が全くわからず不安であったという声も聞かれました。

ここでお聞きしたいと思います。避難された方からの声で把握してみえること、また喜ばれたこと、反省を含めてお知らせしていただきたいと思います。

○議長（兼山悌孝君） 総務部長 乾松幸君。

○総務部長（乾 松幸君） それでは、避難された方々の声というものを少し御報告させていただきたいと思います。

そういった方の御意見、御要望ですけど、飲み物、食べ物が少ないであったとか、毛布が十分でなかった、洋式トイレが少ない、また指定された避難所に行く経路が不安であった、避難所が暑い、駐車場とか玄関、トイレ、照明など、避難所施設に課題があるといった、こういった御意見もいただいております。

また、議員がおっしゃったように、テレビ等の情報入手手段の確保、また災害用備蓄品の早急な配付、また避難所での受け付けの簡素化、ペットへの対応、パーテーション、ダンボールベッド、敷きマットの充実といった、こういった御要望もいただいております。

あと避難された方で、そういった方の喜ばれたこと、よかった点についてでございますが、避難所の開設に当たりまして、市が迅速に対応し、混乱もなく、また非常食や毛布などが提供された上、最後の避難者が帰宅されるまで面倒を見てくれたという、大変ありがたい御意見もいただいておりますが、避難された方々がそれぞれの立場でできることをしていただけたという、この辺が非常に重要な点だと思っております。

例えば、中高生から手伝いの申し出があって、お子さんやお年寄りの話し相手になってくれたとか、自治会で構成員名簿を作成していたため、受け付けを担当していただけたとか、民生委員、児童委員、防災士、組長などの方により、要支援者の避難状況の把握が行われたとか、避難所の運営が自主防災会、消防団との連携によって行っていたとか、地区の女性により炊き出しが行われたとか、こういった点がありました。こういうことにつきましては、自治会長会等の会議の場で紹介させていただき、避難所の自主運営の参考にしていただければなと思っております。

また、市としての反省点でございますが、先ほどから申し上げておるように、テレビなどの情報

収集手段がないというのは、やはり避難されている方々にとって大変不安であるということを感じられますので、対応については今後検討をさせていただきたいと思っています。

避難するということにつきましては、危険性を回避し、命を守るための緊急的な行動であるということ、必ずしも避難所の環境が良好でないこともあります。避難直後の生活で役立つような非常時の持ち出し品、こういったものを日ごろから備えておいていただき、避難時に持参をして、短期間の避難所生活に対応できるための準備をしていただけることは望ましいということは考えていますので、そういったことについて周知をしていきたいというふうに思っています。

もちろん避難所生活が長期化する場合には、市による対応を拡充していかなければなりませんし、避難所のトイレや照明、駐車場など、ハード面の環境整備については順次検討していかなければならない課題だと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(8番議員挙手)

○議長(兼山悌孝君) 田代はつ江君。

○8番(田代はつ江君) 今まで新聞とかテレビ等で避難をされた方の場面を見たことはありましたが、今回のように大規模に避難をされたのは、郡上市としても恐らく私の知る限りでは初めてだと思いますので、今後、こういう今おっしゃったような反省点とか改善点等をいろいろ検討しながら、これからはいつこういうことが起こってくるかわかりませんので、そういうのに備えていただきたいと思います。

次に、災害時にみずからの命を守ることが困難な高齢者や障がい者等の要援護者を適切に避難させる体制は生かされたのかどうかということをお聞きしたいことと、もう一つつけ加えまして、避難所における今までの女性の視点からのいろんな見直し点など、もうお聞きになったことはあると思いますけれども、そういう女性の視点からの見直しの点などが改善されていたかどうかということをお聞きしたいと思います。

加えまして、最後に、今防災士の方がたくさん郡上市の中にもお見えになりますけども、この防災士の方というのは、地震のみならず災害時にはどのような動きをされるのかどうかということをお聞かせしたいと思います。

○議長(兼山悌孝君) 健康福祉部長 丸茂紀子君。

○健康福祉部長(丸茂紀子君) それでは、私のほうからは1点目の高齢者や障がい者の方に適切な避難の支援体制ができたかということについてお答えしたいと思います。

まず、高齢者の方とか障がい者の方などの避難行動に支援が必要と思われる方につきましては、市では避難行動要支援者名簿というものを作成しまして、消防本部、警察、郡上市社会福祉協議会等の関係機関並びに自治会、自主防災会、消防団、民生・児童委員の方に事前に提供しております。この名簿につきましては、日ごろからの見守り活動とともに、災害発生時の要支援者に対する避難

支援でありますとか、安否確認に利用できることとなっております。今回ですが、要支援者名簿に登録されてみえます方は、今3,555名みえるんですが、今回避難所に避難されました方は、そのうちの229名ということで、避難率といたしましては6.4%にとどまっております。これ以外にも身内の方とか、知人宅に避難された方もあるとは考えられますが、この数字からいっても適切な避難が十分行われたとはなかなか言えないかと思います。

その要因の一つといたしましては、要支援者を誰が避難所まで支援をするのか。いわゆる要支援者の、そのような支援者の配置が低いことが考えられます。有事の際、支援者は遠いところに住んでみえる親族よりも、近所の地域の方々に担っていただく必要がありまして、今後はより民生・児童委員の方、福祉委員だけではなく自治会、自主防災会に働きかけ、支援員の配置を進めていただく必要性を強く感じております。

また、避難されました要支援者数を地域別で見ますと、美並地域が24.1%と一番高くなっており、これどうしてかということのをいろいろ考えるわけですが、過去に大きな災害がありまして、それによる意識というところも多少は関係しているのではないかということが思われます。

今後は、要支援者御本人に対しましても、民生・児童委員、あとケアマネジャー、介護サービス提供事業所などの医療とか福祉関係者からも日ごろより防災意識の向上に働きかけを行っていただき、とにかく早い段階で避難行動開始につながるよう、健康福祉部のみならず、自治会、自主防災会、担当部署とも連携して取り組んでいきたいと考えております。

○議長（兼山悌孝君） 総務部長 乾松幸君。

○総務部長（乾松幸君） 残りの2点については、私のほうから回答をさせていただきたいと思えます。

まず、避難所における女性の視点からの見直し点ということでございます。一応見直し点というほどではないのかもしれませんが、災害用備蓄品の一つに、生理用品を平成23年度に整備させていただき、平成28年度には遠隔地である石徹白であるとか、小川地域に新たに整備させていただいています。また、プライバシーの保護の一環として、授乳スペースや更衣スペースを確保するための簡易パーテーション、これは30基ほどなんですけども、これを平成28年度に整備させていただいているような状況でございます。

今後も女性のために配慮すべき備蓄品等の内容と、それから必要数量を精査しながら、順次整備を図ってまいりたいと思えますので、こちらについてはよろしく願いいたします。

それからもう1点、防災士の活動についてでございます。

防災士に期待される役割とかいろいろございますけども、まず防災士について郡上市内で防災士の資格を取得されている方は、現時点で158名おみえになります。これは日本防災士機構への登録者数でございます。そのうちでございます73名の方が郡上市防災士会に入会をされておられます。

防災士に特に期待される役割といたしましては、平常時においては家庭の防災、減災対策の実施、また、地域や企業における防災意識の啓発活動、訓練、研修などの実施であるとか、そういったことに参加することがございます。

また、議員御指摘の災害時におきましては、被害の軽減を図るために消火活動であるとか、救出活動、避難誘導などを行うことでありまして、その後は自治体などの公的組織や防災ボランティアと連携して、避難所の運営であるとか、被災者支援活動を行っていただくことなどが、こういったことが考えられると思っています。

今回の7月豪雨の際には、避難行動要支援者対象世帯を回って声をかけ、避難を促されたり、避難者の状況を確認するために避難所へ出向かれた防災士の方もあったというふうに聞いております。

少しだけちょっと防災士の紹介をさせていただきたいと思います。郡上市防災士会の紹介をさせていただきたいと思いますけれども、郡上市防災士会では、防災士としての知識、技能、こういったものの向上のために例年複数の研修事業を開催されています。昨年度におきましては、自治会連合会役員との話し合いを行いまして、市も支援しながら自治会等での位置づけを確立することに取り組んでいる最中でございます。ことしは防災士会として災害時に組織的に動いていただけるような体制づくりをお願いしていきたいというふうに考えているところでございます。

防災士の活動としてはいろいろございますが、主に今報告させていただいたことがありますので、よろしく願いいたします。

(8番議員挙手)

○議長(兼山悌孝君) 田代はつ江君。

○8番(田代はつ江君) ありがとうございます。

それでは、今回の7月豪雨災害では床上浸水、床下浸水で大変な被害を受けられた御家庭がありました。社会福祉協議会におけるボランティアの対応はお聞きしましたけれども、延べボランティア数89名で支援家屋7棟をいろいろボランティアされてお手伝いをされたそうです。あの現場に行ってみると、もっともっとみんなで手伝ってあげて早く片づけてあげるべきだと思うのですが、ボランティアの募集においては、日ごろから体制をつくっておいて、こういう災害があったときには、素早く動けるようなそういう体制が大切ではないかしらということをおもいましたので、このことについて少し市のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長(兼山悌孝君) 健康福祉部長 丸茂紀子君。

○健康福祉部長(丸茂紀子君) それでは、お答えさせていただきますが、まず災害発生時におきましては、市は必要に応じて郡上市社会福祉協議会に対しまして災害時のボランティアセンターの設置を要請します。要請しまして、社会福祉協議会では結局被災された御家庭がどのような支援を望んでみえるのか、そのニーズ調査というんですが、その調査を行った上でボランティア派遣の規模

を決定すると、そのような手順としております。

今回の災害におきまして、市と社会福祉協議会では、ボランティアセンターの開設について要請並びに協議を行いまして、センター設置に向けて社会福祉協議会では現地のニーズ調査ということで、まず職員が入られました。その結果といたしまして、通常実施されます、その市外など広くボランティアを呼びかけて募集をするという、そのようなボランティア設置ではなく、より速やかな対応が可能である、もう既に社会福祉協議会に登録済みの防災ボランティアへの呼びかけにてまず対応しようということになりました。

被災された御家庭の支援希望内容というのは、当然ボランティアとして入った1日目から2日、2回目となると、日によって変わってはきます。今回もボランティアの方が作業する中で、また新たなニーズをお聞きすることになりまして、社会福祉協議会ではホームページとかフェイスブック、あと新聞への募集記事掲載によりボランティアの追加募集を行いまして、結果的には被災3日目から支援に入りまして、そして被災から1週間経過しての作業が終了となりました。

ただ、被災の状況によっては1カ月後にもう1回床のことで支援が欲しいとか、そのような御要望もありますので、そういうときは、一旦ボランティア作業は完了しますが、その後、御要望があった箇所については社会福祉協議会のほうで対応が行われました。

今回の発生直後には、地元の住民の方々、あと消防団、あと身内の方による対応が行われまして、市におきましても、浸水住家の消毒であったりとか、被災ごみの収集を実施するほか、緊急的に職員も現地へ出向きまして、土砂災害、土砂除去作業のお手伝い、泥出しですが、そのようなことも行いました。

災害が発生しますと、少しでも早くボランティア等の支援と考えられるんですが、やっぱりスムーズなボランティア支援を行うためには、まずやはり被災状況とか支援要望内容、その事前の情報収集も大変重要となります。ですが、できるだけ早い段階での対応を可能とするためには、議員が言われております事前のボランティア登録も大変有効であると考えております。

現在、社会福祉協議会では災害ボランティアセンターの運営でありますとか、市内の防災活動のための防災ボランティア約130人が登録してみえますが、災害時に迅速に対応できるための組織体制につきましては、今回の支援を通しまして見直しが行われております。

また、社会福祉協議会では、県内の社協全てと応援協定を結んでおりまして、非常時には対応できるような体制となっております。

市といたしましては、7月豪雨でのボランティア体制につきまして、社会福祉協議会と検証を重ねておりまして、今後よりスムーズなボランティア支援が提供できるようにこれからも協議を重ねていきたいと考えております。

以上です。

(8番議員挙手)

○議長(兼山悌孝君) 田代はつ江君。

○8番(田代はつ江君) いずれにしても、地球温暖化の影響もあり、地球は今異変を起こしています。豪雨、酷暑、台風の連続上陸はことしに限ったことでなく、これが普通の夏になってしまいかも知れません。今回、郡上市においては人的災害がなかったことはありがたいことでしたが、今回の災害を教訓に今後検討されるべきことは早急をお願いをしたいと思います。

それでは、次に移りたいと思いますけれども、今回防災がたくさんありますので、ちょっと順番を変えて申しわけありませんけれども、先にオリジナル婚姻届の制作をやらせていただきまして、そして時間がありましたら次のに移りたいと思います。

オリジナル婚姻届の制作ということで質問をさせて、これは質問というよりも要望になるかもしれませんが、2人の門出にふさわしいオリジナル婚姻届をつくられたらいかがでしょうか。既に他の自治体では取り組んでみえるところはたくさんあり、記念に残るものとして大変喜ばれております。ピンクを基調とした明るい色調で夢のあるデザインが好評のようです。

ある自治体では、オリジナル婚姻届とフォトスポット撮影の控えを手元に残せる婚姻届を発行してみえます。台紙は撮影スポットで撮った写真をはめられるようになっていて、これは自宅に飾り、婚姻届を出したときの幸せいっぱいの気持ちを忘れないでと呼びかけてみえるそうです。

庁舎内でもパソコンをうまく工夫して、こういうものをつくるのが得意な方がおみえになると思いますので、余りお金かからないと思いますので、ぜひ郡上市らしいこういうオリジナル婚姻届をつくっていただきたいと思いますが、このことについていかがでしょうか。

○議長(兼山悌孝君) 総務部長 乾松幸君。

○総務部長(乾松幸君) 婚姻届について回答させていただきます。

郡上市に届け出をされる婚姻届にも、最近他の自治体で作成されたオリジナルの婚姻届であるとか、結婚情報誌の付録となっている婚姻届を利用されている方がふえてきているのは現状でございます。明るい色調のデザインのものも多く、アニメのPRであるとか、マスコットキャラクターが印刷されたもの、また市の特色を生かしたデザインのものなどが、それぞれ思い入れのある婚姻届となっています。

現在、郡上市では、田代議員が御指摘のとおり、標準の婚姻届のみで、オリジナルの婚姻届は作成していません。

そこで、県内他市の状況を少し調査させていただきました。郡上市を除く20市のうち、およそ半数の市でオリジナル婚姻届を作成されていることがわかりました。作成に至る経緯でございますが、多くが人口減少対策や移住促進の一環として、また市のPRのためにということで、戸籍の担当部署だけではなく、広報であるとか、観光企画などの部署を越えて市を挙げて取り組んでいるようで

あります。

市によっては提出用のオリジナル婚姻届を作成するだけでなく、今議員がおっしゃったように、写真を張ったりとか、メッセージを書いたりすることができるスペースを設けた記念用の婚姻届を作成しているところもございますし、婚姻届をカラーコピーして記念台紙に挟んでお渡しするところなど、それぞれ工夫を凝らして婚姻届を出されるお二人の門出を祝っているようであります。

郡上市におきましても、現在ですけれども、御要望があれば市民課の窓口で婚姻届を持ったお二人の記念撮影であるとか、総合案内所に設置してあります郡上良良ちゃんのパネルの横で記念撮影などの、そういったことのお手伝いをして喜んでいただいていることはあります。

今回、田代議員からの御提案を受けまして、移住・定住の担当課とも協議しながら、人口減少対策という側面からも、郡上らしいオリジナルの婚姻届の作成を検討したいというふうに思います。

なお、住所とか本席が郡上市にない方も郡上市で婚姻届を出される方が多くいらっしゃいます。せっかく郡上オリジナルの婚姻届を作成するのであれば、少しでも多くの方に郡上市に愛着を持っていただけるような工夫も必要ではないかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(8番議員挙手)

○議長(兼山悌孝君) 田代はつ江君。

○8番(田代はつ江君) 婚姻届のことはわかりました。

ちょっと通告も何もしておりませんが、婚姻届に関連して、赤ちゃんが生まれると母子手帳を郡上市もいただけるんですけども、昔からの図柄、表紙のあれがもうずっと続いていて、ある他市においてはいろんな何種類かがあって、その中から自分の好きなものを選ぶという、そういうやっぱり若者のニーズも変わってきていますので、こういうことも、これはやってくださいというわけではありませんけど、こういう参考のことも聞きましたので、ぜひとも今後少子化とか郡上市に愛着を持っていただくためにも、こういうことも考えていただきたいと思います。

それでは最後に、防災拠点広場をということで質問をしたいと思っておりますけれども、これは途中の質問を省いて全部読んでしまいますのでお願いします。

ことしも9月3日、郡上市総合防災訓練大規模現地訓練が行われました。各地域においても公園等を使い防災訓練が行われました。

過日、女性の会が視察研修に行った金沢市大桑町には、防災拠点広場があります。そこには耐震地下貯水タンク、かまどとして使えるベンチ、マンホールトイレ、ソーラー、テントになる遊具、防火樹林帯等々が設備された広場がつくられています。

郡上市の中にこういう機能を持った公園があるのかどうかということがお聞きしたいのですけれども、そのお答えとともに、今後公園整備とか、また新しく公園をつくれる場合に、避難所として使える公園づくりとしてこれらの設備がされた防災公園を考えていただきたいと思いますがいか

がでしょうか。

前に森藤議員が東京のほうの公園へ視察に行かれて、そしてかまどとして使えるベンチのことは写真をもって説明をされたことがあると思うんですけども、そしてまたマンホールトイレについて今徐々に郡上市の中でも、今回その跡地にもつくっていただけるということで、いろいろとそういうふうな運びにはなっていると思いますけれども、とにかく避難所として使えるためには、やっぱり広い場所も要りますけれども、テントが多く張られる工夫もされると、万が一そこで家族ごとにテントを張って使用できて、プライバシーを守ることにもなりますし、いろんなことで利点がいっぱいあると思います。郡上市が7つの地域に仮に1カ所ずつでもこんな防災の機能を持つ広場を、公園なんですけど、広場を将来的に検討されるのであれば、理想として今言ったような、こういう機能を持ったところをつくっていただきたいなということをおもうんですけども、このことについて、こんなことを考えられたことはあるのかどうかということを一括してお聞きしたいと思います。

○議長（兼山悌孝君） 総務部長 乾松幸君。

○総務部長（乾松幸君） 防災拠点広場についてでございますが、市が管理しています公園でございますが、現在、都市公園は10施設、またふれあい憩いの広場公園6施設、農村公園9施設、このほかに公園に位置づけられているものが37施設ございますが、御質問にあるような機能を備えた公園というのは現時点では郡上市にはございません。

例えば、郡上八幡中央公園におきましては、公園整備時に2基のマンホールが整備されまして、これを利用してマンホールトイレとして使用できるように、平成29年度にマンホールトイレぶたを設置して、あわせて便座であるとか、プライベートテントを購入して、災害に対応をとっているという状況ではあります。

それで、今後の防災拠点での公園の考え方でございますけれども、防災公園として求められる施設の整備といたしましては条件がございます。先ほど議員もちょっとおっしゃいましたが、1つ目は、災害活動に対応できる園内道路幅や舗装、それから延焼遮断帯としての防災植栽、それから耐震性の貯水槽であるとか、非常用の井戸、それから非常用トイレ、避難者への情報提供システムや避難誘導のための施設、それから自家発電施設、それから備蓄倉庫でありますとか、防災拠点として機能できる管理事務所、こういったことがございます。そういったことで、地元住民による維持管理と運営によって防災機能が十分に発揮できることが必要でありますという、こういった形のある程度条件がございます。

それと補助事業として整備するための要件といたしましては、地域防災拠点として、都市機関公園では、面積が10ヘクタール以上要するという、それからヘリポートも備えなければならぬということ、規模的にでございますが、10ヘクタール以上という、こういった公園ということになりますと、例えば郡上市の合併記念公園をちょっと想定してもらおうといいかなと思うんですが、

こういったところがそういった規模に該当するのかなというふうに思っています。

そういつて考えますと、このような大規模な施設用地を確保することが、ほかの6つといいますか、全部で7つになるかもしれませんが、そういったとこで確保するというのは、ちょっと今非常に難しいかなということは思っております。

防災公園の整備につきましては、今言ったように、用地的な制約を受けやすいということもございますし、防災公園を新たに整備するよりは、今お住まいの近くにある既存の公園を活用して、例えばマンホールトイレであるとか、かまどベンチであるとか、そういった防災機能の充実を図ることを検討していきたいと思っておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

(8番議員挙手)

○議長(兼山悌孝君) 田代はつ江君。

○8番(田代はつ江君) ただいま説明いただきましたように、用地的なことを考えると、これは本当に郡上市の中でも制約されてくると、そういうふうに思います。今ある公園等でここまで大規模でなくてもいいんですけれども、こういう防災の拠点になるような公園づくりを、まずは郡上市の7カ所の中の地域に1カ所ずつでもいいですので、まずはテスト的にもつくっていただいて、今後避難とかそういうことがあったときに、どのようなそれが力を発揮するかどうかということも検討するべきだと思いますので、このことについてもどうかよろしく願いをしたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長(兼山悌孝君) 以上で、田代はつ江君の質問を終了します。

◇ 清 水 敏 夫 君

○議長(兼山悌孝君) 続きまして、17番 清水敏夫君の質問を許可します。

17番 清水敏夫君。

○17番(清水敏夫君) ただいま議長から御指名をいただきましたので、通告に基づきまして、きょうは2点にさせていただきましたが、質問をさせていただきます。

1点目は、公立小中学校等の猛暑期間の現状、特に室温、教室の対策と来年度の対策ということと、2点目には、偕楽園の具体的な整備計画はと、この2点でお願いをしたいというふうに思います。

ことは本当に日本列島、大雨から、それから猛暑、そして台風、それから極暑、地震ですね。そういったことで本当に日本列島が災害列島のような感じで、荒れたようなふうに思いますが、まだまだこれからまだ台風のシーズンでもありますし、また雪のこともございますが、そういった中でちょっと盆過ぎから気候がめっきりと和らいでまいりまして、僕がこの質問の通告をするころはもうギンギラギンに暑くて燃えとったんですけども、ここへきましてちょっとしずんできましたの

で、きょうはまたエアコンな話やもんですから、余り燃えるわけにもいかんかなと思ひながらですが、あの夏の暑さをやっぱり喉元過ぎれば何とかではなくて、やっぱり実際起きたことは起きたことで踏まえながら、きょうのこの第1問の質問に入らせていただきたいと思います。

ことしの暑さは本当に異常というよりも、これからそれが恒例の気候になっていくんだというふうなことも一部では報道をされておりました、非常にそんなことを思うと、これからの対応というものはやっぱりある程度考えていかなきゃならんのかなというふうな中での質問でございます。

自分の近くでも、ことしのこの夏の暑さにはついに耐え切れずにエアコンを1軒のうちに一つぐらいつくりたいということで、部屋にエアコンを1台入れたわいとか、ことしはもう業者は間に合わんということで、来年はどうでも入れんなとかっていうふうなことも聞きまして、本当に郡上、標高の低いところから高いところまでを問わず、本当に日本列島が灼熱のような感じで暑い夏だったというふうに思いますし、まだあるかもしれませんけども、ひとまず今回はその中で郡上市が市立として運営をしております、設置運営をしております小中学校、あるいは幼稚園、保育園、特にその辺に絞ります、この夏の状況を教育委員会としてどんなふうには押さえられているのかというふうなこともあわせて質問のほうにさせていただきましたのでよろしくお願いいたします。

自分もただ質問するだけではないというふうに思ひまして、ことしの夏の明宝に限りますけれども、明宝における小学校と明宝保育園なんですけども、実際7月17日でしたか、豊田市で悲惨な子どもの事故があったので、どうもその日ぐらいから明宝、これ赤い線が明宝保育園です。それから、この黒い線が明宝小学校、中学校もとってみえたようですが、大体小学校と酷似しておりましたので避けますけども、7月17日から8月31日までで、夏休みも含めますけれども、状況を見ます。

明宝保育園というのは畑佐というところに、標高550ぐらいですし、小学校は標高500ぐらいのところでございますけれども、ここから30度以上が今気象的には真夏日というふうには呼んでいるようですし、35度線を超えますと猛暑日というふうなニュースなどでは解説をしておりますが、ずっとこの42日間のうちに、明宝小では30度以上の日が、数えた実数で28日、盆の辺もまだ暑かったとか入ると39日ぐらいになりますと、35度以上が、この黄色線から出ておるところですが、ちょうど8月10日ぐらいまでの間に13日ありました。

それは外ですと多分45度とか、そういう多分気温になると思うんですけども、これは普通教室での温度で、大体1時から3時ぐらいまでのところが一番暑いというふうに言っておりましたし、保育園の場合は特に風通りが悪いのか、余りにも暑いものですから、先生、保育園の先生がたらいに、発泡スチロール、ビニールのたらいに氷を入れて、それに風を、扇風機を当てて、そして子どものほうへ当たるように、そんなこともやってみたとかって言ってみえましたが、やっぱり子どもばかりじゃなくて、先生方も結構昼間の暑さにまいってしまったというふうなことが現状であるようでございます。

そんなことから、本当にこの夏は岐阜県も、岐阜市も暑かったし、例えば多治見とか揖斐川町でしたかね、40度を超えたとかということございましたけども、郡上も本当に暑い夏を過ごしたのではないかなと思いますし、特に7月の中旬ぐらいから8月のお盆前までが一番やっぱりどこも暑いかないかなということを思いまして、郡上市内の小中学校、保育園、幼稚園含めまして、その辺の暑さ対策における、その室温はどうであったかということと、それからあわせて（2）番に出しております全国的に普通教室はエアコンの設置率が低いというふうに言われておりますので、そういう意味で各町村ごとにまた格差があると、エアコン設置率の。そんなことも新聞等で話題になっておりました。

そういうことを含めまして、郡上の施設の夏のうちの室温の暑さと、それからエアコンの設置状況というものはどういうぐあいであったか等につきまして、担当部長さんなり、教育長さんのほうからまずはお聞きをしたいというふうに思いますのでよろしく願いをいたします。

○議長（兼山悌孝君） 教育次長 丸山功君。

○教育次長（丸山 功君） それでは、最初に各小中学校、幼稚園、保育園の室温の状況についてお答えします。

まず、小中学校におきましては、7月中旬の夏休み前の授業日、そして夏休み期間中も含めますけども、この期間の普通教室と一部特別教室が入ってございますけれども、その間の気温を計測しました。なお、1階、2階等の測定場所と午前、午後という測定時間は統一されておられませんので御了承いただきたいと思います。

この間の平均気温は31度から38度でございました。特に暑かったのは、学校においては7月19日が最高気温を記録をしましたが、38度というところが2つの小学校と1つの中学校、37.7度が1つの中学校、それから37度が1つの小学校ということで、非常に高い温度でございました。

また、公立保育園、幼稚園につきましてですけども、保育室につきましては、北部等一部を除いてほぼエアコンは設置をしております。また、この計測結果につきましては、エアコンを設置していない部屋の7月から8月中の気温でございますけれども、平均気温は28.2度から35度でした。最高気温のときは38度が1つの園、39度が1つの園、40度というのが1つということで、これも非常に高い温度であったということがあります。

それから続きまして、2点目のエアコンの普通教室の設置状況でございますけれども、全国の設置状況につきましては、平成29年4月1日現在ですけども、これは文部科学省が公立学校施設の空調設備設置状況調査結果を報告しておりますが、これによりますと、全国の小中学校の普通教室の設置率は49.6%でございます。それから岐阜県につきましては、同じく55.2%ということでございます。

また、各自治体の格差というようなことをおっしゃってみえましたが、100%の設置は岐

阜市、関市など、7つの市でございます。また0%というところが、当時でございますが、多治見市とか中津川市など5市でございます。残りは郡上市も含めて残りの9市ですけども、一部設置という状況でございます。

続きまして、郡上市の小中学校のエアコンの設置率ですけども、これは平成30年9月1日現在の数字でございますが、小学校につきましては、普通教室が141室中11教室、設置率は7.8%、それから中学校におきましては、普通教室が49室中、設置はゼロでございますので、0%ということで、小中合わせまして普通教室は190教室中11教室に設置ということで、設置率は5.8%という状況でございます。

普通教室でエアコンを設置しておりますのは、国道沿いで騒音がやかましくて窓が開けられないとか、そういうような理由で設置をしている3つの小学校のみということでございます。

現状については、以上でございます。

(17番議員挙手)

○議長（兼山悌孝君） 清水敏夫君。

○17番（清水敏夫君） 次長、ありがとうございます。データのほうもお願いしておりまして、わかりやすく表にまとめていただいておりますありがとうございます。お礼を申し上げます。

特殊なところを除いては、まだまだ郡上市は普通教室におけるところの設置状況というのは全体で5.8%というふうなことで、低い状況ですが、この暑さがことしだけの暑さだったらいいんですけども、やっぱりこれは今の温暖化ともいろいろ言われますけれども、どうもこの傾向がこれからの気候の入り口であるというふうなことを考えた場合に、やはり二度と愛知県でしたかね、教室の中にエアコンがなかったということだろうと思えますけども、死亡事故につながっていったというようなことが現実起きておりますので、やはり外で仕事してみえる方も今はもちろんそうですけれども、本当にエアコンのないところで生活するというのは、もう夏は大変な状態で、期間は1カ月ぐらいと短いと思えますけれども、この間のやっぱり温度管理というか、体調管理というのが小さな子はやはりなかなかその自助能力もないというふうなことを思うと、一気にエアコンを設置というふうなことを思うわけなんですけれども、郡上市としてこれらの状況を、今夏の状況を踏まえられまして、来年度はそのことについてどんな考え方をまず持っておられるのかを教育長でつかね、伺いたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（兼山悌孝君） 教育長 石田誠君。

○教育長（石田 誠君） それでは、お答えをします。

今ほど御指摘の近年の地球の温暖化に伴う平均気温の上昇、またことしの猛暑の状況等を鑑み、児童生徒及び教職員の健康管理及び適切な教育環境の整備の観点から、普通教室にエアコンを設置することが望ましいと考えております。

また、この実現については幾つかの課題があるとも捉えております。

その一つは、財政の負担が大きいことです。各学校の全ての普通教室にエアコンを設置しようとすると、多額の初期投資と維持管理費が必要です。電気式の場合は高圧充電設備の改修が必要となり、一方、ガス式の場合については、電気式より初期投資が高額になると言われております。

そうした課題に対して、エアコン設置に向けて国庫の交付金を活用して整備を進めていく方針で現在国に要望しているところでございます。

この国庫の交付金は、公立の小中学校、幼稚園が該当します。交付金の算定割合は3分の1で、対象工事費は1校当たり400万円以上、上限を2億円となっており、空調の設置、それに要する費用並びにその関連工事、配管等が対象になります。しかし、国において工事費の基準となる単価が設定されていることから、実工事費に対する割合が3分の1を下回ることが想定されますこと、また国の財源の見通しが現在未確定であることが大きな問題です。

こうした費用確保の見通しの課題以外にも、郡上市には非常に多くの対象施設があること、全国、岐阜県内ともにエアコン設置工事が集中し、整備工の確保が難しくなることが予想されることから、対応として複数年で計画的にさらに複数の想定案をもって実施する必要があると捉えています。

今後エネルギーの方式、電気かガスかや費用見込み額の算定、優先設置箇所の選定などの導入計画を策定して事業を進めたいと考えております。

特に来年度は設備の発注、納品等に一定の時間を要することなどから、夏休み期間を利用して工事を実施することも考えられ、設置が夏に間に合わないことも想定されます。そうした場合は現在エアコンが未設置の保健室、パソコン室、図書室、多目的教室等の特別教室に可能な限り早期に設置を完了させて、児童生徒が最低限暑さを回避できる環境の整備を先行して進めたいと考えております。また、高温時の運動や校外活動の制限、または水分等の補給についての安全対策についても一層力を入れていきたいと考えております。

以上でございます。

(17番議員挙手)

○議長（兼山悌孝君） 清水敏夫君。

○17番（清水敏夫君） 教育長、答弁ありがとうございました。

先ほどの、今ほどの回答の中で、初期投資とそれから維持費等で非常に財政負担が大きいということでしたが、具体的にその金額がわかればお聞きをしたいというふうに思います。

○議長（兼山悌孝君） 教育次長 丸山功君。

○教育次長（丸山 功君） 現在、31年度の建築計画ということで、国へ要望している金額ですけども、このときには、この時点では普通教室が188教室、それから特別教室が58教室、合計246教室分ということで要望しておりますけれども、要望額としましては、事業費が約5億1,200万というこ

とで、そのうちの交付金が約1億1,400万円というふうで見込んでおります。

他市の事例等々から判断をしますと、大体1教室当たり200万円前後が実績でございますので、それに教室数と設計費とかなどを掛け合わせますと、大体このぐらいの数字になるのではなかろうかということで現在の要望額という形で出ささせていただいております。

以上でございます。

(17番議員挙手)

○議長(兼山梯孝君) 清水敏夫君。

○17番(清水敏夫君) よくわかりました。

5億円を超えるという予算が必要だということですが、僕は本当これどっかの店のパンフレットですけど、エアコンの値段が書いてあったんで、これだったら、20畳までだったら、1教室2台あれば、恐らく1台が25万以下で入れば50万で1教室整備できるんやで、まあ1億もありゃあいけるかなと思っただんですけど、どうもちょっとちらっと聞いたら、キュービクルから電圧装置を全部直さんならんで、なかなかそんな市販のものを持ってきてぼんと置くようなわけにはいかんのかなという話やったもんで、それはそういうことなら、やっぱり5億円は用意しないかなのかなということを思いましたが、本当に小中学校を含めて耐震の関係は本当に市長以下教育委員会は積極的にやっていただいて、建物は地震には対応できるということになって、この暑さについては、これこそ毎日子どもが出入りして、勉強する、先生もそうですけども、そういう中でちょっとお金がえらいで、ちょっと設置を複数年でやらんなんとかそういう検討をする、そういうための検討っていうのはどうも張りがない気がするんですが、市長、見解があったらお伺いしたいんですけど、やはり国は何か非常にこの猛暑を受けて、ことしの。かなり積極的に、この今の冷房設備を積極的に取り組みたいというふうなことを言ってる方もあるようでございまして、自分はやっぱりこれは1市、郡上市の問題ではなくて、やっぱり地方財政がこういう厳しい中で、こういう状況を、まして教育は均等に受ける権利があるわけですので、やっぱり今までは田舎は涼しいでということがあったんですけども、ことしのことを見る限りは、そういうことはほとんど考えられん、とにかく暑いんだと、無性に蒸し暑い、特に蒸し暑いというようなこともあって、やっぱり金額のこともさることながら、これ国に対して3分の1が、実際は3分の1じゃないと、それは5分の1になったり6分の1に実数として交付金がなってくるようなことでは、やっぱりなかなか地方も積極的にこれを腹据えて、特に一、二年で仕上げちゃおうというくらいなことではないと、時間的には間に合わんようになってくるのが、ほかの事業なら年次計画でやろうということも可能なんですけど、殊この命にかかわることについては、そんな悠長なことを言っとることでもないような気もするんですが、何といたって財源と財政のほうは市長のほうでお財布を握ってみえるもんですから、郡上市の財政等もにらみ合わせながらのことになるんですが、やっぱりある程度優先順位というものがあると

思いますので、事業には。その辺のところを市長何とか決断いただいて、前向きに一斉に郡上市、日本の自治体が一斉に来年やるなんてことは到底僕は考えられないと思いますので、どんだけでも先へ取り組んだところのほうが結果OKにならんかなと、みんな勘考しとるうちにどんどん業者も物も集約されていくんで、やっぱりよしって言ったときに、ぱっとあえてやるっていうのが一つのスピード感と政策の価値、効果があるということになると、それしか、その方法しかないと思うんですが、市長、何とかいい決断していただけないでしょうか。これお願いでございますけども、質問とあわせてよろしく。

○議長（兼山悌孝君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをしたいと思います。今回のこの猛暑で、このエアコン問題が起こった当初、私もそうは言ってもというような気持ちがありました。かなりの期間は夏休みということもあり、従来そんなような考え方で郡上は先ほどお話したような状態になっているわけでありますけれども、確かにこうした気候がことし限りとは限らない。ますますこういう極端な気候というのが今後常態化してくるということもあるだろうというようなことも思います。

そういうことで、国のほうで全国的な問題としてもこうした問題を大きく捉えられて、地方がやる気があれば金は、それは応分の金は出すぞというような形になってきつつあるようでございますので、私としては、郡上市としても財政力の及ぶ限り対応していきたいというふうに思っております。

ただ懸念は、今ちょうど小中学校のあり方というようなものを検討しております、片一方そういうものを走りながらということでもありますので、そうしたエアコンを整備した、しかし生徒数、児童数の減少によって使われなくなったというようなことになってしまうと、結果として大きな無駄遣いではなかったかというようなことを言われる恐れもあるというようなことも思っております。

しかし、子どもの命、健康ということでもありますので、財布はむしろ議会の予算の議決権を持つておられる議会のほうにあるわけでございますので、よく御相談をして、今とにかく教育委員会のほうには最大限の予算要望をしておくと、しといてくれというふうに言って、先ほど申し上げたような数が文科省のほうへ上がっておりますので、つけばやります。やらせてください。皆さんが議決をしていただければやります。

(17番議員挙手)

○議長（兼山悌孝君） 清水敏夫君。

○17番（清水敏夫君） 思ったとおりすばらしい答弁をしていただきましてありがとうございました。

ある国会議員の先生の話によると、早い者、手を挙げたほうが勝ちだぞというふうな極端な言い方もされる議員の方もおられましたけども、今の市長の、事務当局がしっかり出せるものは出して

要望せよということで、教育委員会もその筋で動いておいていただくということですので、後は国がこのことをどれだけ受けとめてくれて、また市長さん方のそういう要望もちゃんと受けとめてやっていただければ実現すると思いますし、やっぱり早いほうが僕もいいと思いますし、例えば今、公共施設の統廃合整備計画の中で、エアコンがやっぱりついてない部屋は、あと使おうと思っても、やっぱりどんな利用をしようと思っても、なかなか使い勝手が悪いと思うんですよ。

どっかの議会でエアコン、統合するにはエアコンを整備してどうするんやという議会の質問があったときに、いや、これは地域のためにまたいろんな形の活動をしてもらうんだと、だからそのときにエアコンもついとらんような建物をどうぞ使って活動してくださいと言ったって、なかなかそうはいかないという部分があって、むしろ、それは無駄にはならんやろうと、地域のためにその施設が使われるのであれば、それも今整備しておきたいと、そういう交付金制度があるうちに整備をしておきたいというような答弁をされた首長さんがおられたようなことをお聞きしましたけども、日置市長含めて財政権、提案してもらわんと、私たちが手の挙げようがございませんので、どうか忌憚なくまたその方向が定まりましたら、来年度御期待を申し上げながら、ありがとうございます。

このエアコンについては、余り暑うならんうちに、エアコンがきてまいりましたので、今の市長の話で、この辺で第1問目は閉じたいというふうに思います。どうか御尽力のほどをあわせてお願いを申し上げます。

では、2点目のほうへ移ります。2点目は、偕楽園の具体的な整備計画はということで上げさせていただきました。

もうこの偕楽園につきましては、昨年も9月でしたかね、田中康久議員のほうからの質問もありまして、市長のほうの答弁で全面移転する考えであるというふうなことは表明をされたこと伺っておりますが、この件につきましても、今の温暖化の猛暑と一緒に、ことしの6月下旬から7月にかけて線状降水帯っていうんですかね、雨雲がずっといつまでも次から次へと同じところを降るといふスタイルが、どうも見ると郡上市の真上を横断していくというか、そういう感じに見られて、部分的な豪雨がところどころで起きていたということを想像するときに、本当に避難とかそういうことも先ほど出ておりますように、市民も初めて避難準備をしたりとか、あるいは勧告を受けたりとかっていうことも体験したわけですが、日ごろのそういう準備も大事ですけども、一番前から言われておりました偕楽園につきましては、やはり避難をすれば済むことなんですけれども、やっぱり避難をしようと思ったら、それだけの職員の方がやっぱりそこまで駆けつけて、そしてまた道中の安全を確保して避難をせんなということになると、これはいつまでもあの偕楽園は待てないなということを思いながら、市長もそういう一番安心安全なところでの偕楽園設置をニーズに合わせて検討をしたいというふうな答弁をされたと思いますけども、今回の避難状況の場合の実情をちょっ

とお話を園長さんからもしただければありがたいと思いますし、市長さんからは、具体的にやはり計画を立てて、そして実施するには時間がかかりますし、またどこにつくるかという選定のこともあろうと思いますので、やっぱりある程度早目に取り組んでいく必要が、取り組んでおられるかもしれませんけども、そういったことがやっぱり借楽園、いろんな公共施設の中で残ってきておるのかなという課題もしますし、もう随分前から、もうこの借楽園については市長も御心配をさせていただいておると、せめては合併特例債のあるうちに何とかできんかなというようなこともかつてはありましたけども、その期間は過ぎましたけども、やはりこれからの高齢社会を踏まえて、やっぱりその施設の重要性を可とするならば、やっぱり早期な計画立案実施へ向けた動きが大切かなということをおもひまして、以上のことにつきまして園長さん、あるいは市長さんのほうから御回答をいただければと思いますので、どうかよろしくお願ひいたします。

○議長（兼山悌孝君） 郡上借楽園長 清水宗人君。

○郡上借楽園長（清水宗人君） それでは、私のほうからは今回の避難状況についての回答を説明させていただきます。

この7月豪雨時における郡上借楽園の避難といえますのは、7月6日から8日まで3日間となりました。避難した利用者は全体で100人となりますけれども、これは養護20人、特養74人、ショート16人の合計であります。

このうち91人が大和庁舎の防災センター、それから3階の和室のほうに避難しました。また、胃ろう、酸素吸引が必要な9名については、国保白鳥病院のほうに避難をしたというところです。この100人の利用者のうち68%が車椅子が必要な方というところでございます。

職員のほうは、おかげさまでまだ明るいうちに避難できましたので、全職員の70%に当たる56人を参集して避難をしたという状況です。避難車両についてはリフト付きの車椅子の搬送車、車両が6台です——を含めて10台で搬送をしました。避難から完了までには1時間40分を要したというところです。

避難所の生活のところですけども、大和の防災センターでは、通常のトイレしかありませんので、ポータブルトイレ7基を防災センターの入り口に設置しまして、避難された皆さんが利用しやすい、過ごしやすい、それから衛生面も維持に心がけながら、そういったものの対応をしてきました。

それから、職員配置ですけども、日中は通常の体制という形にしました。夜間については、初めてということもありまして、介護職員を4人から8人に増員、それから養護の支援については、通常は管理宿直ですのではありませんけども3人、それから看護師も待機ですけど1人、事務所職員を1人ということで、体制をかなりふやまして強化に当たりました。それから、夜間での職員の巡回と見守りも徹底したというところです。2泊という非常に長い期間となりましたけども、避難された皆さんが体調を崩すことなく郡上借楽園に戻ることができたというところが一連の避難状況で

あります。

以上です。

○議長（兼山悌孝君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをしたいと思います。今回のこの豪雨に当たりまして、偕楽園がとった処置につきましては、ただいま園長が答弁を申し上げたとおりでございます。非常に適切な措置をよくやってくれたというふうに私も思っております。

今回のこうした豪雨で私自身も何が心配かという、一番偕楽園のことが気になりまして、自宅へ帰る夜の途中とか、あるいは朝登庁するときに現場を見て回ったことが何回かございました。そういう中で、ただいま申し上げたような措置をとってくれたということで、事なきを得たということでありましたし、また今回の雨の降り方は大変累積雨量は多かったんですけども、大きな波が幾つかございまして、一気に長良川が増水するということがなかったという点も幸いをしたというふうに思っております。

さて、そういうことでありますが、この偕楽園につきましては、昨年の9月定例議会で御答弁を申し上げたとおりであります。現在の場所はやはり長期的に見れば、決して安全安心とは言えないので、全面的にどっかしかるべき場所に特別養護老人ホーム、それから養護老人ホームとも移したいと。そしてその際、移す際にはいろんな歴史的な経緯や、あるいは現在ある郡上市の他の特別養護老人ホーム施設の配置状況等、あるいは現在の偕楽園の職員の居住地の状態、そうしたことを勘案すると、大和地域を中心に移転先を考えるのは適切であろうというふうに思慮をしているところでございます。

そのようなことでありますが、昨年も申し上げたとおり、どこに移すかというようなことにつきましては、その適地の慎重な検討が必要なわけでありまして、現在進めております公共施設のいろんなあり方、検討の中でそうした問題と絡めて最終的に判断をしたいというふうに思っております。

それからなお、合特債の話が出ましたが、前々から御説明をしておるとおり、特別養護老人施設、ホームにつきましては、合特債の適用がないということでございましたので、そういう意味でも合特債の適用ということがゆえに、この平成30年度までに急ぐということはないということを御説明申し上げたとおりでございます。

なお、合特債につきましては、今回の補正予算で幾つかの合併特例債を充当することといたしておりますが、あれを満額消化するとすれば、郡上市に充てられた合併特例債の枠はほぼ活用し尽くしているという点については御了解をいただきたいというふうに思います。

いずれにしても、こちらのほうはちょっとエアコンのように歯切れよく答弁ができないのを申しわけないと思っておりますが、もろもろのそうしたことをやはり勘案をして、そして郡上市と

しては適切な対応をしてみたいというふうに考えているところでございます。

(17番議員挙手)

○議長(兼山悌孝君) 清水敏夫君。

○17番(清水敏夫君) どうもありがとうございました。よくわかりました。合特債のことも勘違いしております。済いません。

市長、大体どのくらいの中でやりたいとかっていう、公共施設っていよるそうやがどこまでいくかということがわからないもので、市長の頭の中でこの辺で落ち着かせたいという年限が頭にぱつと今浮かんだら答弁してもらおうと大変帰りやすいんですけど、ずっとここに粘つとるわけにもいきませんので、ちょっとその辺を教えてください、僕らもそのように前に向かっていきたいというふうに思っております。

○議長(兼山悌孝君) 市長 日置敏明君。

○市長(日置敏明君) 具体的にはちょっと申し上げられませんが、それは他の公共施設、特に大和にも学校を初め幾つかの施設がございます。そういうものの今後の活用をどうしていくかということの結論をよくよく市民の皆さんとも話し合っ、やはり、ああ、そこへするんなら理解できるといような場所にぜひとも立地ができればというふうに思っております。

なお、申し忘れてましたが、今回の水害の関係につきましては、現在のとり得る、緊急にとり得る措置として新館のほうに、特別養護とそれからショートステイ等を受け入れている新館のほうに水が急に浸入をしないように、全体、高さで言って80センチぐらいのところ、要所要所に止水板という、水をとめる板と書きますけども、そうしたものを設置をいたしまして、いよいよ避難することが難しいというようなときには、遠くへですね、というときには緊急には新館のほうへ全ての皆さんを一時的に移動をして、浸水から守るという手立てを講じたことをつけ加えさせていただきます。と思います。

(17番議員挙手)

○議長(兼山悌孝君) 清水敏夫君。

○17番(清水敏夫君) 2点の質問をさせていただきます、それぞれ誠意ある答弁をいただきましたし、また借楽園のことにつきましては、まだまだ超えなきゃならない道があるかと思っておりますので、できるだけ早い道筋がつけられることをここに切望しながら、私の質問を終了させていただきます。親切なる御答弁をいただきましてありがとうございました。

以上で終わります。

○議長(兼山悌孝君) 以上で、清水敏夫君の質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩といたします。再開は14時30分とします。

(午後 2時18分)

○議長（兼山悌孝君） それでは、休憩を解き会議を再開いたします。

（午後 2時31分）

○議長（兼山悌孝君） ここで、教育長より発言を求められておりますので、許可いたします。

教育長 石田誠君。

○教育長（石田 誠君） お願いします。先ほどの上田議員への回答の中で、間違いがありましたので、訂正させていただきます。

専門的な指導を受けるために関係保健所の職員を講師に招いて禁煙教育を行っているとし申し上げるところを喫煙教育と誤っておりましたので、お詫びして訂正をさせていただいて、禁煙教育を行っているというでございますので、申しわけありませんでした。

◇ 渡 辺 友 三 君

○議長（兼山悌孝君） それでは、16番 渡辺友三君の質問を許可いたします。

16番 渡辺友三君。

○16番（渡辺友三君） ただいま議長より許可いただきましたので、通告に従いまして質問をさせていただきますが、実は、はや先ほどの中で、答弁のほうが出てしまいまして、やることが半分になってしまいましたので、答弁いただく各部長さんにおいては、十分時間がございますので、しっかりと答弁のほどをよろしく願いをいたします。

まず1点目でございますが、豪雨被害防止の対策についてということで、御質問申し上げますけれども、ここ7月豪雨から本当に日本各地において多くの方々が被災され、そして人命を落とされたという本当に悲惨な状況になっておるところでございます。亡くなられた皆様方には、心よりお悔やみ申し上げるとともに、御家族の皆様、そして被災された皆様にはお見舞いを申し上げるところでございます。

今回の豪雨被害防止ということでございますけれども、防止というよりも少しでも被害を少なくする減災という面から質問させていただきたいと思いますが、1点目の、人家の近くの谷筋の上流の倒木処理ということで、御質問申し上げますが、各谷ごとに、本当に行ってみますと、風雪害等での倒木が多く谷をふさいでいるような状況がみられるところであります。しかし、その谷の状況は周りの山を今高齢化、または林業離れの中で、そこを山の管理者、持ち主に整備をせよというのなかなかこれは難しい点もあろうかと思えます。しかし、テレビ等で報じられる災害地のところを見ますと、やはり土石流災害によって、その谷ごとに随分被害が大きくなっておるところでありますが、その下流域にある人家、または老人ホーム、また介護施設等がありますと、やはりそ

う施設においては、なかなか避難もままならず、人命への大きな被害も及ぶところであります。先ほど来、長良川沿いの郡上偕楽園についてのいろいろと、移転問題については検討が進んでおるかのような御答弁もされておりました、近々その方向も発表されるのではないかと期待をいたしておるところでございますが、実は、市の土砂災害ハザードマップ、先ほど午前中の2番議員の大きなマップは持ってきておりませんが、郡上市が出しておりますハザードマップで八幡の口明方地域のマップでございますが、ここにタナボラ谷という谷がありまして、普段は何でもない本当にちょろちょろと水の流れておる谷であります。そこには、堰堤が3カ所ほど設置されておって、堰堤、今いっぱいのような状況になっておりまして、そこでそのせせらぎ緑風苑がその下にございすし、その一番上流には土砂災害特別警戒区域に指定をされております。その下流にせせらぎ緑風苑があり、また人家もあるようなところがございますけれども、一朝有事に入所者100人以上という入所者そして、職員の方等おみえになるわけですが、避難が可能なかどうか、またその指定されておる避難所は八幡中学校というふうに聞いておりますけれども、避難弱者の見える施設等の谷のそういう倒木等危険を取り除くのが1つの災害減災の効果があるのではないかというふうに考えますけれども、その点について、お考えをお伺いしたいと思います。

○議長（兼山悌孝君） 建設部長 尾藤康春君。

○建設部長（尾藤康春君） それでは、ただいまの口明方せせらぎ緑風苑の近くにありますがタナボラ谷、この関係のことについてまず御答弁をさせていただきます。

こちらの堰堤でございますが、その上流部のほうですけれども、やはりそちらのほうには放置された倒木が多数確認をされております。そちらについては、今回の豪雨によって倒れたものもあれば、またこれまでの台風や冬期の雪害、そうしたものによるもので倒木したもの、また寿命、また伐採によるものなど、さまざまな要因で多くの倒木が放置状態になっているというふうに考えられます。以前は、平成27年の冬季には雪害による倒木が山間地の谷、また普通河川等に倒れ込んで、流水断面を侵す状況がございました。そのときには、特に危険と思われる箇所については、流水断面内の倒木状況を行った経緯もございます。その場合、倒木除去のためには森林所有者の承諾が得られ、かつ作業用機械が近づける場所についてのみ対応できるというような結果になりました。物理的にもそうした倒木のある場所によりましては、その作業が制約を受けるということがございます。今回の御指摘の箇所につきましては、保安林保護として、県において治山堰堤の整備がなされております。ただ、その堰堤よりもさらに上流域の倒木が土砂災害時の流木となって、下流域への被害を増大させることが懸念されているところでございます。

しかし、この上流域の倒木処理については、やはり作業機械の投入もなかなか困難である、そうしたことから、治山堰堤で流木を食い止める流木補足機能を追加する、そうしたことでの対応も1つの方法であるというようなことを、県とそうしたことを相談させていただきながら、再整備に

向けて県とよく相談して要望してまいりたいというふうに思います。よろしくお願いします。

(16番議員挙手)

○議長（兼山悌孝君） 渡辺友三君。

○16番（渡辺友三君） 先ほどマップのほうだけ示して、中の写真を示すのを忘れましたが、その下には、土石流危険渓流ということで、木曾川水系タナウラ谷というふうな看板も設置もされておりますし、見てみますと、これ素人が撮った写真ですので、なかなかうまいことはとれておりませんが、本当にひどい状況が見て取れますが、何かで防除するんじゃなくて、そういう避難等がしなくてもいいような状況を少しでもつくり出すことのほうが大切でないかというふうなことでと思いますので、1つその点、よろしく願いしておきたいと思います。

そして、2点目でございますが、2点目の旧道にある古い構造物の改修、撤去についてということで、御質問申し上げるわけですが、これは、具体的には西和良の夕谷地区でございます谷川には、昔から岩を繰り抜いてトンネルというか、その下などを水が流れるというような状況がございます。それは、トンネルというのか、水道水の穴というのか別にわからないところでございますが、この穴がちょうど1メートルちょっとぐらいの穴でございまして、そこには雨が降るたびに上流から丸太が流れて、どうしても詰まると、その詰まることによって、そこでちょうどいけず、堤防のような状況になって、そこがいかばってまって、いかばった水が田んぼへ入り、今ではその入る田んぼの下もそれこそ耕作放棄で、全然つくってみえないというような状況であります。そしてまたもう1つの被害は穴を通り抜けた水がちょうど消防のノズルのように狭いところから広いところへ出ますので、勢いよく噴き出るそれで対岸の護岸を壊し、そして横の護岸を壊しということで、その対岸もことしでは耕作をされていない、何もつくってみえないような状況でありますけれども、穴なんです、昔はそこが夕谷と洲河の上の道となっております、昔では随分重要な道であったわけですが、今では、新たな道ができて、全然そこは全く利用もされません。そんなところがずっと続いておって、地域の人は何度も市の方へもお願いをしたら、地域は言ってみえるんですが、やはりああいう団体どこまで城のほうへ登ってきとるは若干わからないところもあるんですけども、前々から要望はしとるんやけども、ちょっと昔からある穴だからそれ取り壊せないということで、何もしてもらえん、まだひどいには、水でいかばってまうと、その島の公民館がありまして、その公民館が避難所になっております。大雨のときの。災害のときのその公民館の避難所へも行けない状況が今でもあるというような本当に悲惨なところが夕谷地区なんですけれども、ありますが、本当に昔の穴といいますか、構造物が撤去できないのか、それさえ撤去していただければ横の田んぼもつくれるし、向の田んぼもつくれるし、水の流れさえよくなりや次の災害も起きないというようなことになるわけですが、その辺については、本当にできないのかどうか、1点お伺いしたいと思います。

○議長（兼山悌孝君） 建設部長 尾藤康春君。

○建設部長（尾藤康春君） 御指摘の箇所につきましては、市道美山洲河線の旧道として存在するものでありまして、議員おっしゃられたとおり、岩を繰り抜いて隧道になっております。その隧道の中を消火栓が横断しておるといふ状況で、その上を以前は道路として使ってみえたようですが、現在この旧道については、ガードレールで完全に封鎖をしております、その使用は制限しております。今後においても、道路として維持管理をしていくというような予定はないものであります。

この市道美山洲河線と旧道の夕谷区内13号線の接続部にちょうど先ほどおっしゃられましたように夕谷公民館がございまして、そちらは地区の一時避難所として位置づけられております。消火栓の氾濫によって避難の妨げにならないような対策というのは、やはり必要なことであるというふうに認識しております。

このような状況の旧道でございますので、御指摘の隧道につきましては、今までの経緯、また現地の状況等も再度またしっかり調査させていただきまして、可能な限り対応してまいりたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

（16番議員挙手）

○議長（兼山悌孝君） 渡辺友三君。

○16番（渡辺友三君） なるべく早くその日については、着手していただきたいと、かように思う次第であります。避難所へ行くより自分のとこへおったほうが安全なんやってな声がよく出ますので、前々からこれ本当に古くからどうも要望というか声が上がっておるようでございましたので、よろしく願いをいたします。

それでは、大きく2点目の移りますけれども、この点につきましては、先ほどほとんど済んでまいりましたので、路上喫煙と喫煙場所の設置についてということでもありますけれども、郡上市ポイ捨て条例、ポイ捨て等防止条例先ほどちょっと出ておりましたけれども、平成16年の3月1日に施行されたものでありますけれども、違反するとたしか3万円ぐらいの、課徴、罰金が科せられるということでございますが、このポイ捨て条例、市民はどの程度のところまで把握しておるのか、どう市は埋めとめてみえるのかにつきまして、お考えをお聞かせ願いたいと思います。十分時間ございますので。

○議長（兼山悌孝君） 環境水道部長 馬場好美君。

○環境水道部長（馬場好美君） 1番目の御質問でございますが、お答えをします。

本条例でございますが、良好な生活環境を確保し、清潔なまちづくりを推進することを目的として、ポイ捨て等による空き缶等散乱及びふん害の防止について必要な事項を定めております。目的達成のために、市には施策の策定とその実施、市民、事業者、土地等の所有者及び飼い犬等の飼い主には、各自による環境保全活動と主に、市への協力を課すなど、官民一体となって取り組むこと

を定めた条例となっております。

市民との連携によるポイ捨て等防止対策事業として自治会を初め市環境団、事業者等、ボランティア団体の清掃活動に対しては、ごみ袋の提供、収集ごみの処分などの支援及び清掃活動の共同開催を実施しております。

市が実施するポイ捨て等防止対策事業として、平成20年度より臨時職員2名を雇用し、不法投棄市内巡回パトロールを実施し、不法投棄物の回収を行っています。また、市民から寄せられる不法投棄物の情報に対しては、職員が直接投棄物を回収するとともに、自治会と協議し、不法投棄防止看板の設置を行っています。平成28年度でございますが、ポイ捨て看板6枚、不法投棄看板3枚、計9枚を設置しておりますし、平成29年度につきましては、ポイ捨て看板を1枚、不法投棄防止看板を5枚の計6枚を設置しております。これにより、年を追うごとに不法投棄物は減少し、ある程度の効果は出てきていると考えられます。ポイ捨て等の防止対策の周知については、広報郡上、郡上市ホームページの掲載を行っています。郡上市ポイ捨て等防止条例については、目的達成のために市と市民及び事業者等による環境保全活動として多くの方々に御参加いただき、活動している状況でございます。

市との協力体制の中、一体となって取り組むことで、良好な生活環境を確保し、清潔なまちづくりを目指した活動を引き続き推進してまいりますので、よろしく願いいたします。

(16番議員挙手)

○議長（兼山悌孝君） 渡辺友三君。

○16番（渡辺友三君） この条例の徹底といいますのは、やはり、なかなかできていないなと思うのは、夏ですと川遊びをしてみえても、グループで遊んでいられて、その後に吸い殻、ペットボトルや空き缶、そしてフード食のカス等々、いろいろと置いたまま帰られるという姿が多分に見られて、吉田川沿いに住んでみえる方なども、いつも岩の上にはちゃんと据えてあるとか、いろんな観点で見えてみえる方ありますので、やはりそんなところをもう少し徹底した防止条例等の、郡上市には条例があって、きちんと自分たちのそういうごみについては必ず持ち帰るんやと、そういう意識づけをどっかの場でもう一度、昔だと環境美化運動というものがあつたと思うんですが、最近どうも美化運動って地区ごとにやられる、そういう声はないのかわかりませんが、そんな地域とかいろいろな団体での美化運動活動がいま一度必要になってくるのかなというふうに思っておりますが、こんな条例の意識づけ、意識の高揚等ももう一度呼びかけをお願いをしたいと思います。

それから、続きまして、2点目の路上喫煙禁止地域指定に向けての考えということで、このポイ捨て条例と同じように、路上喫煙の禁止というものが規則として入っておるところがかなりあります。一番最初に歩きたばこ禁止条例を出されたのは東京の千代田区で、2002年の6月24日に安全で快適な千代田区的生活環境整備に関する条例というので、それが整備されて以来ずっといろんなと

ころで歩きたばこについても規制されてきておる状況でありまして、先ほどちょっと市長さん、携帯用の入れ物でならというような話がありましたけれども、これを見ますと、携帯用の灰皿を持っておっても禁止だと、というのは、煙はやはり周りにおる人に行くので、その点についても、あくまでも喫煙場所というようなことで、携帯用の吸い殻入れも、持ち歩いてでもそれを禁止されておるような自治体もあります。和歌山県の、これが一番大事かと思うんですが、和歌山県の白浜だったと思いますけれども、あそこの海水浴場はたばこの吸い殻を捨てた場合は、回収に応じなかった場合は撤去を命じ、罰金はありませんけども、撤去を命じるというようなことで、こういう海水浴場等でもこの条例ができておるような状況であります。例えば、郡上おどり、白鳥おどり、その会場付近においては、路上喫煙、また歩きたばこ禁止というようなことも1つにはとるべきでないかというふうな先ほど来、出ております環境立市というような面からも、やはりこれはとっていくべきではないかなというふうなことを思うわけなんです。その点について、お考えをお伺いしたいと思います。

○議長（兼山悌孝君） 商工観光部長 福手均君。

○商工観光部長（福手 均君） では、観光の立場からお答え申し上げます。

午前中市長の答弁と重複する部分もございますけども、観光立市を目指す郡上市としましては、たばこを吸うお客様も、あるいは吸わない方もいらっしゃいますので、両方の方への配慮が必要というふうに思っております。そこで、受動喫煙防止対策を進める中で、全面的に禁煙するのではなくて、観光施設や屋外において分煙対策の指導を徹底していきまして、望まない受動喫煙、これを生じさせない、そういった環境を整備することが大切だというふうに思っております。こういった観点から申し上げますと、観光スポットなどでも受動喫煙を防ぐために、分煙を徹底する、つまり、禁煙エリアと指定喫煙場所をしっかりと区分することが具体的には方策というふうに考えております。

次に、踊りの関係でございますけども、いわゆる徹夜踊りの期間、特にそうなんですが、例年旧庁舎記念前には踊り本部に喫煙場所を設置していましたが、今年度は、本部の横に赤ちゃんの駅を設置したことから、ことしは喫煙場所は設置しませんでした。また、従来で申し上げますと、八幡市街地の現状としては、郡上八幡城一体が史跡保存等の名目で火気厳禁、禁煙の表示を掲示しておりますし、また灰皿も撤去しておりますので、事実上路上喫煙は禁止区域となっております。また、昨今では旧庁舎記念館からも灰皿は撤去した、そんな現状でございます。

以上です。

（16番議員挙手）

○議長（兼山悌孝君） 渡辺友三君。

○16番（渡辺友三君） やはり今歴史的建造物群ということで、北町一帯がそんな状況であります。

やはり一旦火を出しますと、貴重な史跡財産とも消失ということになりますので、喫煙、火の取り扱いだけは十分に配慮する必要があるのではないかというふうに思っております。城山一帯、あそこあれでも歩いてみますと、やはりくわえたばこで歩いてみえる特に観光客の人が多いわけですが、そんな人もみえますので、その辺でのもう少し呼びかけを、呼びかけが重要になってくるのではないかというふうに、灰皿を撤去してしまうのは、いいか悪いかという点はその辺にありますので、この徹夜踊りのとき、今部長のほうから出ておりましたが、旧庁舎記念館前の事務所、そして大体が八信前だったんですけれども、保存会の方が当番をしてみえます。そこへ来て、指定の喫煙所はどこですかというような、聞かれる方が多分にみえました。そんなときに、市の方でも職員の方でもそうだったんですけれども、携帯用灰皿で、人の見えないところで吸って下さいみたいなことしか言えなかったというのがことしの現状だったと思います。そんな中で、やはり踊りということで、PRしておるんなら、きちんとしたところで喫煙場として、1とこ2とこはつくっておくべきでないかな、先ほどの海水浴場は入り口に8つですか、喫煙所をつくって、水辺においては吸わせないというような状況でありましたので、やはりそんなところへのちょっと出ておりましたけれども、喫煙者との共生も踏まえると、そんなところが重要になってくるのではないかなと思います。こんなことを踏まえて、まるつきりきょうは質問があっち行ったり、こっち行ったりで済ましてもらうような状況でございますが、市長、やはりこの辺の、郡上市として本当にお客さんに来ていただく、来ていただいたお客さんが気分よく過ごしていただけるような街をつくっていくには、たばこというもんにももう少し力を入れるべきで、以前ですとトイレについていろんな御意見が出ておりましたけれども、今では割とトイレについては出ないような状況であります。たばこについてはもう少し配慮するべきでないかと思いますが、その点について市長、お考えがございましたら、先ほど大分出ておりましたけれども、お願いいたします。

○議長（兼山悌孝君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをしたいと思いますけども、今お話があったとおりでありまして、午前中の御質問にもお答えをいたしましたけども、たばこをお吸いになる方もやはりどっかでは吸いたいと、長時間滞在をしていただければなおことなんですけども、そういうことでありますので、どっかでは吸っていただけると。しかしそれはお吸いにならない方、あるいは特に配慮を要する子どもさんやその他そうした方々には、受動喫煙にならんようにするという配慮は必要だろうというふうに思います。したがって、今御指摘ありましたように、トイレの整備であるとか、そうしたことと同じように大切なことというふうに受けとめまして、今後どういうふうに対応していくかということを考えていきたいというふうに思います。

午前中にも申し上げましたが、今のポイ捨て条例は、とにかく禁止事項がやはり吸い殻であるとか、たばこの箱であるとか、あるいは包み紙であるとか、とにかくごみになるようなものを散らか

してくれるなということでもありますから、どうしても清掃あるいは環境美化という観点から制定されている条例だと思います。そうしたものに加えて、いわゆる受動喫煙の防止、あるいはまた観点によっては重要な建物を火災から守るということもあるかもしれません。あるいは、歩行者と歩行者がすれ違うようなところでは、たばこの火が相手方に当たってやけどをされるとかというような身体の安全ということもあるかもしれませんが、そうしたことを考えますと、やはり吸っていただくものの、やはりきちっとした分煙対策といえますか、受動喫煙の心配のないようなところ、あるいはまたそういう意味では火災の心配等もないこととか、いろんな要件が必要かもしれませんが、ここで吸ってくださいというところを限定されたところで、やはり吸っていただくというような措置をとることは、これは観光というものを進めていく街としては必要なことだというふうに思いますので、よくよく検討させていただきたいというふうに思います。

先ほども申し上げましたが、一定のやはり路上喫煙っていろんな定義があるんだろうと思いますけど、路上喫煙というのは、とにかく、公共のそういう道路とか、そういったところでの喫煙をされることであって、動かれなくても路上喫煙だと思いますし、歩きたばこというのはまた歩きながらお吸いになるということだと思いますので、ちょっと対応が違いますが、先ほど申し上げた尼崎市の条例を見ますと、一定の路上喫煙場所は指定をすることができるという形で一定のゾーンを路上喫煙の禁止区域とするというふうに定められておまして、ただ、歩きながら吸う歩きたばこは、本市においては、禁止をするという形で、市全体が歩きたばこは禁止をすると、こういう条立てになっておまして、そこは区別をされているなというふうに感じたところでありますけども、どのように郡上市として対応していくかということとはよくよく検討したいと思いますけども、そのことは、午前中にも申し上げましたように、やはり市民の皆さんもこの喫煙ということについてどうお考えになるか、あるいは事業者もどうお考えになるかというようなこと、あるいは一般的に観光客もどういうふうにお考えになるかというようなことも勘案をして、やはり方向づけをしていかなければいけないだろうというふうに思っています。ただし、趨勢としてはやはりこれも申し上げましたように、既に岐阜市、高山市とか美濃市とかといったようなところでは、もう一定の区域に限っては、路上喫煙の禁止ということがもう既にとられているということでもありますので、そうした点はよくよく郡上市も他市の状況も勉強しながら対応していく必要があるだろうというふうに思います。

(16番議員挙手)

○議長（兼山悌孝君） 渡辺友三君。

○16番（渡辺友三君） 御答弁いただきありがとうございます。きょうは2点でございますが、質問をさせていただきました1点目の豪雨災害における被害防止ということではありますが、本当に、なるべく減災、また被害に遭わないような状況をいかにしてつくり出していくか、そんなところが重要かと思っておりますので、きょうは2点を具体的に申し上げましたけれども、よろしくお願ひいたし

たいと思います。そして、歩きたばこ、人にやさしい安全で快適な街をつくるということで、これからもまた来年といたしますか、秋には当然行楽紅葉の時期の行楽のお客様がお見えになることございます。そんなところへ向けまして、その件についてもよろしく御検討のほどをお願い申し上げます。一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（兼山悌孝君） 以上で、渡辺友三君の質問を終了いたします。

◎散会の宣告

○議長（兼山悌孝君） 本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。

長時間にわたりまして、御苦労さまでした。

(午後 3時06分)

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 兼 山 悌 孝

郡上市議会議員 田 代 はつ江

郡上市議会議員 山 田 忠 平

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長

郡上市議会議員

郡上市議会議員